

平成28年9月三種町議会定例会会議録

平成28年9月13日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	4番	三浦敦
5番	清水欣也	6番	工藤秀明
7番	高橋満	8番	石井秀基
9番	鈴木一幸	10番	小澤高道
11番	成田光一	12番	加藤彦次郎
13番	後藤栄美子	14番	堺谷直樹
15番	伊藤千作	16番	平賀真
17番	児玉信長	18番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	木村信悦
企画政策課長	相原信孝	税務課長	児玉直久
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加藤正美
健康推進課長	青山勇人	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長	伊藤祐光	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤仁	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	岡部衛
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	腰丸豊	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成28年9月13日(火)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	議案の上程 報告第4号～議案第116号 (提案理由の説明・町長) (決算状況の説明・会計管理者及び上下水道課長) (決算審査の報告・代表監査委員)
日程第6	平成27年度各会計決算議案(議案第95号～議案第106号)の 各常任委員会付託
日程第7	一般質問

平成28年9月14日(水)

日程第7	一般質問
------	------

平成28年9月23日(金)

日程第8	報告第4号	平成27年度三種町一般会計継続費精算報告について
日程第9	報告第5号	平成27年度三種町財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第10	議案第95号	平成27年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第96号	平成27年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第97号	平成27年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第98号	平成27年度三種町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第99号	平成27年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	議案第100号	平成27年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第101号	平成27年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	議案第102号	平成27年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	議案第103号	平成27年度三種町衛生処理事業特別会計歳入歳出

- 決算の認定について
- 日程第19 議案第104号 平成27年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第105号 平成27年度三種町国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第106号 平成27年度三種町水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 議案第107号 平成28年度三種町一般会計予算の補正について
- 日程第23 議案第108号 平成28年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 日程第24 議案第109号 平成28年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 日程第25 議案第110号 平成28年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
- 日程第26 議案第111号 平成28年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
- 日程第27 議案第112号 平成28年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 日程第28 議案第113号 平成28年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について
- 日程第29 議案第114号 平成28年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正について
- 日程第30 議案第115号 平成28年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
- 日程第31 議案第116号 平成28年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 日程第32 発議第3号 議員派遣の件（全国町村議会広報研修会）
- 日程第33 発議第4号 議員派遣の件（町民と議会との懇談会）
- 日程第34 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第35 議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査の件

一、本日の会議に付した事件
日程に同じ

議長 金子芳継は、平成28年9月13日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 9時59分 開会）

議長 （金子芳継）
おはようございます。
ただいまから、平成28年9月三種町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であり、定足数に達しております。
本日の会議を開きます。
書記には腰丸君を任命します。
説明員として、町長、教育長及び代表監査委員の出席を求めています。
日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により5番、清水欣也議員、9番、鈴木一幸議員を指名いたします。
日程第2. 会期決定の件についてお諮りいたします。
その前に、議会運営委員会が開かれましたので、本定例会の会期について委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長 （宮田幹保）
平成28年9月三種町議会定例会に当たり、9月7日、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。
本日、皆様のお手元に議事日程表を配付しております。本定例会の会期は、9月13日から23日までの11日間としております。審議案件は、報告2件、議案22件、発議2件となっております。
なお、決算議案については、15日及び16日に各常任委員会で審査し、23日に連合審査会を開催することにしております。
議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長 （金子芳継）
ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日9月13日から9月23日までの11日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 （金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日から9月23日までの11日間と決定いたしました。
日程第3. 諸般の報告をいたします。
平成28年5月、6月、7月の例月出納検査の報告については、皆さんに事前に配付したとおりでございます。

また、町長より地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき提出第4号一般社団法人三種町農業公社に係る事業の計画及び決算に関する書類が提出されております。なお、説明は省略いたします。
以上で報告を終わります。

町長 日程第4. 町長より行政報告を求めます。町長。
（三浦正隆）
おはようございます。
9月議会定例会の開会に当たりまして、6月議会定例会以降の町の動きなどを申し上げ、議員各位並びに町民各位の一層のご理解とご協力を賜りたい

と存じます。

それでは、総務課関係から順次ご報告申し上げます。

初めに、職員採用試験について申し上げます。

8月24日に受験申し込みの受け付けを終了したところ、大学卒一般行政が16名、高校卒一般行政が11名、保育士が9名、合計36名の申し込み状況となっております。

今後の日程につきましては、9月18日に第1次試験を行い、10月上旬に第1次試験の合格者発表、10月下旬から11月上旬にかけ適性検査や面接試験等の第2次試験を行い、最終合格者の発表を11月中旬に行う予定としております。

次に、本年度の普通地方交付税は、交付額の確定により50億7,142万2,000円で、対前年比約1.8%、9,172万3,000円の減となっております。

減額の大きな要因は、本年度は合併算定替から一本算定へ5年間で段階的に移行する初年度であり、基準財政需要額の一本算定と合併算定替の差額が10%減額されたことであります。普通地方交付税は、今後5年間で一本算定に移行し、その影響額は7億円程度と推計されております。また、今後地域経済・雇用対策費が廃止される見込みであるため、交付税が最大の財源である本町におきましては、今後の交付税の動向を注視し、これまで同様に自主財源の確保を初め、町有施設や事務事業のさらなる見直しなどの視点に立って、財政健全化のために鋭意努力しなければならない状況となっております。

続きまして、企画政策課関係についてご報告申し上げます。

初めに、自治会長等会議について申し上げます。

6月15日の鹿渡小学校区を皮切りに7月6日の浜口小学校区まで、町内8か所で開催し、総勢196名の方々からご参加をいただきました。今年度は、町の主要事業及び新規事業の内容や学校再編アンケート調査結果を中心に説明し、率直なご意見を伺ったところであり、自治会を代表する皆様からは建設的なさまざまなご意見をいただきましたので、今後の行政運営に反映させてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策としての結婚支援事業について申し上げます。

若者の結婚支援につきましては、プライバシーに関わる非常にデリケートな問題であり、積極的な取り組みができない状況にありました。これまでは、県の委嘱である結婚サポーター1名で活動しておりましたが、このたび各自治会長から推薦をいただいた方々に結婚支援員をお願いしたところ、新たに12名の方々から承諾をいただくことができました。今後も結婚サポーターと結婚支援員の人数を増やしながら各種研修や情報交換を実施し、一人でも多くの若者の結婚支援ができるよう取り組んでまいります。

また、婚活事業として実施された商工会青年部のイベント「純祭」では、男女各12名が参加され、3組のカップルが誕生し、また、カフェ・リエゾ

ンでのイベント「カフェコン」では、男性7名、女性6名が参加され、1組のカップルが誕生しております。今後も、それぞれ2回の開催が予定されており、大いに期待をしているところでございます。

次に、クアオルト事業について申し上げます。

6月26日に琴丘中央公園において「クアの道」認定式を開催し、日本クアオルト研究機構より、「琴丘クアの古道コース」と「森岳温泉石倉山コース」の2カ所が「クアの道」としての正式な認定を受けました。当日は秋田県健康推進課長を初め、多数のご来賓、一般参加の方々のご出席のもと、認定式を行い、終了後にはご出席いただいた方々で「琴丘クアの古道コース」で記念ウォーキングを行っております。

また、6月9日には、さざなみ苑・ゆめろんの一階部分がリニューアルオープンとなり、新設したクアオルト浴室が利用開始となりました。クアオルト浴室は温泉水を利用し30から35℃の温度設定で水深110cmとなっております。温泉浴運動も可能となっております。

7月30日には、2階部分が完成しグラウンドオープンとなり、クアオルト運動室も利用開始となっております。運動室には、ウォーキングマシン3台と体組成計1台を設置するとともに、エクササイズマット20枚を配置し、ポールストレッチ等の運動でご利用いただいております。

クアオルト浴室・運動室ともに、月に4回程度の運動教室を開催し、多くの方々に体験していただいております。

8月末までの利用者の延べ人数は運動教室及び一般利用合わせて、クアオルト浴室が398名、クアオルト運動室が82名の利用となっており、今後も定期的に運動教室等を開催し、より多くの方々に利用していただきたいと考えております。

また、クアオルト事業や観光事業でご活躍をされた地域おこし協力隊の2名の方々が任期切れ等により退任しておりましたが、このたび、8月1日から秋田市出身の鎌田真広さんが新潟県から新たに着任しました。今後は、クアオルト事業で大いに活躍されることを期待しております。

続きまして、税務課関係についてご報告申し上げます。

平成28年度の課税状況につきましては、6月の行政報告において、軽自動車税及び固定資産税の調定額をお知らせしたところでございますけれども、その後に個人町民税及び国民健康保険税の課税を行っておりますので、その概要をご報告申し上げます。

初めに、町民税について申し上げます。

個人町民税につきましては、本年度の総所得金額は、158億1,334万4,000円となり、対前年度比3.5%増、5億3,726万7,000円の増額となりました。営業所得を除き、対前年度比増となっておりますが、特に農業所得においては、総所得金額が8億1,743万3,000円で、対前年度比94.7%増、3億9,757万6,000円の増額となっております。

次に、国民健康保険税について申し上げます。

町民税における所得の確定に伴い、本算定による調定額は、対前年度比0.23%増の3億6,042万3,000円となりました。このうち一般被保険者分では対前年度比2.7%増の3億4,077万8,000円、退職被保険者分では対前年度比29.3%減の1,964万5,000円となっております。退職被保険者分の調定額が減少しているのは、平成26年度をもって退職被保険者制度が廃止になったことによるものであります。

以上のとおり、国民健康保険税課税をもちまして、平成28年度における主な課税を一通り行いました。

現下の我が国経済の動向については、政府によれば、景気はこのところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされていますが、地方や中小企業では、その緩やかな回復基調をなかなか実感できず、取り巻く環境は依然として厳しいものと認識している次第であります。今後とも町税等の納税に対する町民の皆様の特段のご理解とご協力をお願いするものであります。

続きまして、町民生活課関係についてご報告申し上げます。

7月10日に開催された平成28年度能代市山本郡消防競技大会において、規律訓練の部で琴丘支団第2小隊が第3位に、ポンプ車操法の部で琴丘支団第1分団が第4位に、小型ポンプ操法の部で山本支団第4分団豊岡班が第1位に、琴丘支団第1分団館村班が第4位に、それぞれ入賞しております。この結果、山本支団第4分団豊岡班が、8月30日開催の第53回秋田県消防操法大会に能代市山本郡支部を代表して出場する予定でありましたが、当日は大型で非常に強い台風10号の影響で大会は中止となり、去る9月2日に小型ポンプ操法の部を対象に秋田県代表選考会が開催されたところであります。

選考会の結果は、小型ポンプ操法の部で第3位となり、全国大会出場こそ逃したものの、三種町消防団の操法技術の高さが際立った大会となっております。町内3支団の操法大会に続き、郡市、全県の操法大会を通じて、操法技術の研さんを積むことにより、地域の防災体制の充実につながり、町民の生命と身体及び財産を守ることを再確認したところでございます。

次に、三種町防災行政無線の統合整備事業について申し上げます。

さきに関催された臨時議会での議決を受けまして、9月12日付で工事請負契約を締結しております。今後は、東北総合通信局に無線局設置の申請、周波数の割り当てを受けた後、通信機器の製作を行います。通信機器の製作には約4ヶ月かかりますので、その間に屋外子局の更新工事を行う予定となっております。

続きまして、福祉課関係についてご報告申し上げます。

初めに、長寿祝金の贈呈について申し上げます。

去る6月26日、山本地域森岳の三浦ツルネ様が、また、7月10日には特別養護老人ホーム美幸苑に入所されている金子トキエ様が、そして、8月

10日には八竜地域浜田の藤原ヨシエ様が、それぞれ100歳を迎えられたことから、長寿祝金を贈呈させていただいております。

お三方とも、大変お元気なご様子で、三浦様におかれましては現在も趣味のサークルに参加され、詩吟や童謡などを楽しんでおられるほか、金子様、藤原様におかれましては、車椅子を利用しておられますが、歌を口ずさんだりタオルをたたむ手伝いをするなど、毎日お元気で過ごされております。お三方の今後ますますのご長寿をお祈り申し上げる次第であります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。

今年度も町遺族会のご協力を得ながら、去る8月17日に山本公民館を会場に開催したところであります。当日は、ご遺族・ご来賓合わせて73名の方々にご参列をいただいております。式典は、参列者全員での黙祷の後、ご来賓の皆様から追悼の言葉をいただき、献花、そして追悼歌の斉唱、献歌の合唱と厳かにとり行われました。また、戦没者の慰霊とご冥福をお祈りしながら、悲惨な戦争を二度と繰り返さないこと、そして世界平和の実現を誓い合ったところであります。

ここで改めて、ご遺族各位のご健勝とご多幸をお祈り申し上げたいと存じます。

次に、ねんりんピック秋田2017、マレットゴルフ競技のリハーサル大会について申し上げます。

去る9月11日、三種町マレットゴルフ広場を会場に、能代市や美郷町、また県外からは岩手県からの選手団が来町するなど、当町を含め総勢68名の選手が参加し開催されております。

当日は天候に恵まれ、絶好のコンディションの中、各選手が友好を深めながらも上位を目指し真剣な表情でプレーに集中してございました。今回のリハーサル大会での課題改善を図りながら、来年9月10日から11日開催予定の本大会成功に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、健康推進課関係についてご報告申し上げます。

初めに、健康診査事業について申し上げます。

疾病の早期発見、早期治療を目指して、今年も集団検診を6月27日から8月31日まで実施しております。8月末現在の受診者は、肺がん等検診1,182名、胃がん検診952名、大腸がん検診1,240名などとなっております。本年度の実受診者は昨年同時期と比べ111名、率にして6.7%減少していることから、検診率向上に向け今後の取り組みを強化しなければならないと考えております。

国保の特定健診につきましては、集団検診による受診者が688名と、昨年同期に比べ35名の増加となっております。受診者のうち特定保健指導対象者への初回指導を8月から実施するとともに、対象とならない方にも健診結果票の見方などの説明会を開催し、健康への意識高揚に努めております。今後も日曜検診や追加検診が予定されておりますが、町では能代厚生医療センター及びジェイコー秋田病院と健診の助成措置の契約を実施し、年間を通

して医療機関で健診を受けられる体制をとっておりますので、これら医療機関を活用して年に1回は健康チェックを行っていただきたいと存じます。

また、40歳から74歳の方を対象とする脳ドック検診助成の申し込みは、8月末現在で80名となっております。検診費用の助成は5年に一度ということもあり、申込者数は昨年同時期の8割となっております。

次に、医療費について申し上げます。

平成28年度の国民健康保険事業会計の保険給付費の総額は、7月末現在4億2,314万円で昨年同時期と比較し3.5%の増、被保険者1人当たりでは8.1%の増加となっております。

また、被保険者全体に占める65歳以上の比率は42.9%と、昨年同時期と比較し3.6%上昇しております。加齢とともに病気にかかりやすくなりますが、若い年代からの疾病予防、健康増進に向けた取り組みを強化し、健康な生活が送れるように支援してまいりたいと存じます。

また、ことし8月から始まりました15歳から18歳への福祉医療費拡充の対象者は351名となっております。医療費の自己負担分助成が子どもたちのさらなる健康保持と生活安定につながることを期待しております。

続きまして、農林課関係についてご報告申し上げます。

初めに、本年産米の作柄概況について申し上げます。

8月15日に県内の作柄概況が東北農政局秋田地域センターから発表され、県北は平年並みと見込まれています。ことしは田植え以降好天に恵まれておりましたが、生育の圃場間格差も大きく、圃場内でもばらつきが見られましたが、出穂最盛期は平年より1日遅い8月4日となりました。管内の水稲定点調査圃の生育は有効茎歩合が高く穂数が確保されたため、1平方メートル当たりの着粒数はやや多めとなっております。

また、仙台管区气象台が8月18日に発表した向こう1カ月の気温は高いと予報されており、秋田県病害虫防除所からは斑点米カメムシ類への防除注意報が出されていることから、農家への適期防除を呼びかけております。

次に、本年産米の放射性物質検査について申し上げます。

秋田県では、県産米を消費者の方々に安心して食べてもらえるよう、昨年に引き続き、全市町村で検査を実施します。当町におきましては、1軒の農家の協力を得て、14日に放射性物質検査を実施する予定となっております。安全性が確認されるまでは、各農家、JA並びに集荷業者の方々からは出荷と集荷を自粛いただくこととなります。この検査結果は当日または翌日には判明しますので防災行政無線により結果を周知してまいります。

次に、畜産クラスター計画について申し上げます。

ことし3月に秋田ファームが養豚経営を廃業しましたが、その後、5月に県外大手養豚業のナカショクが新会社アストン秋田の設立準備をしており、旧秋田ファーム跡地を整備して養豚業を開始するという構想を町に提示しております。町はこの建設構想の説明を受け、県山本地域振興局やJA秋田やまもとと建設に係る諸課題を協議しながら、7月には現在運営している豚舎

等の現地視察を行っております。

この建設計画では、浜口地区への悪臭問題が懸念されることから、具体的な建設スケジュールや環境整備計画を株式会社ナカショク側から提示していただき、その上で関係地区への住民説明会が必須条件と認識しております。今後も情報収集に努めるとともに関係機関と協議を重ね、対応してまいりたいと考えております。

次に、農地の区画拡大と暗渠排水の定額助成について申し上げます。

農地耕作条件改善事業については、今年度事業として2,407万5,000円の補助内示があったことから、平成29年度計画の11件を前倒しし、8月19日に事業要望者に対して事業説明会を行ったところであります。しかしながら、農業基盤整備促進事業につきましては、6月議会でも報告しておりますとおり、事業が採択されなかったことから、今定例会に減額補正を計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、林業関係について申し上げます。

松くい虫被害防除対策として、石倉山公園内とことおか中央公園内の計22.4ヘクタールを薬剤散布し、防除事業を完了したところであります。今後は、秋季被害木調査を実施し、夏枯れ木を確実に処理しながら被害の拡大防止に努めてまいります。

次に、熊の被害防止について申し上げます。

今年は全国各地でツキノワグマが多数出没しており、県内でも熊に襲われて死傷者が出るなど深刻な状況となっております。本町においてもこれまで数多くの目撃情報や食害報告が寄せられており、特に冬眠前のこれからの時期は田畑や裏山など民家の近くでも熊と遭遇することが懸念されます。

このため、町では8月24日に人的被害を未然に防止することを目的に、「ツキノワグマ被害防止連絡会議」を開催し、関係機関・団体と連絡を密にして対応していくことを確認しております。具体的には、「熊と出会わない」「熊を引き寄せない」など注意喚起を徹底するとともに、出没情報があった場合には、防災行政無線や学校と保護者の連絡網を活用した素早い広報活動により被害防止に努めてまいります。

次に、農林業災害関係について申し上げます。

ことしは好天にも恵まれ、これまでのところ農業施設及び林道等災害の発生はありませんが、これから秋の長雨や台風などによる災害が想定されますので、災害発生時は県の協力を得ながら迅速な対応に努めてまいり所存であります。

続きまして、商工観光交流課関係についてご報告申し上げます。

初めに、ゆめろん改修工事関係について申し上げます。

7月26日に全改修工事が完了し、30日にグランドオープンを迎えることができました。工事期間中は、施工時の騒音や浴室内の排水関係の不具合等から、二度にわたり臨時休業させていただくなど、町民初め利用者の皆様には大変ご不便をおかけしたことを深くおわび申し上げますとともに、議員

並びに町民各位のご理解とご協力、施工関係者のご尽力のもと、クアオルト拠点施設として完成することができましたことに深く感謝申し上げます。

次に、じゅんさい関係事業について申し上げます。

6月から8月まで毎月1回、全国的な人気を誇るリゾートしらかみ号の乗客を対象に、東能代駅ホームで流しじゅんさいイベントを開催しました。ことしで5回目を迎え、東能代駅の看板イベントの一つに定着し、観光PRとじゅんさいの販売に大きく貢献しております。

7月1日の「じゅんさいの日」には、学校給食でじゅんさいメニュー「じゅんさいトリふる井」が提供されたほか、7月3日に開催された第3回世界じゅんさい摘み採り選手権大会では、志戸橋の阿部農園を会場に、過去最高の73名の選手が参加して早摘みを競い合いました。当日は天候にも恵まれ、多くの応援者やメディア取材も入り、大変にぎやかな大会となりました。

次に、サンドクラフトについて申し上げます。

今年のサンドクラフトは、開催20周年と三種町誕生10周年を記念して、砂像部門を初め各部門で規模を拡充して実施いたしました。

メイン砂像は、9年ぶりに実行委員会メンバーが力を結集して制作し、特別砂像については、砂像彫刻家の保坂俊彦氏を初め、台湾から3名、高知県から1名と団体1チームと、例年より多くの彫刻家からのご協力をいただき、合計6基が制作されました。いずれも芸術性の高い見応えのある砂像で、訪れた皆さんへ砂像芸術の感動を与えておりました。

また、台湾最大の砂像彫刻イベントを主催している、台湾交通部観光局宜蘭海岸国家風景区管理处処長、方正光さんを初め、秋田県知事、国会議員、県議会議員の皆様が訪問されるなど、開催期間中は天候にも恵まれ、来場者数は昨年度の約1.5倍の3万4,000人となり、大変にぎやかな記念イベントとなりました。

次に、台湾交流事業について申し上げます。

今年は8月22日から26日に実施されました秋田県台湾トップセールス事業に合わせて職員を含め6名で台湾を訪問しております。秋田県台湾トップセールス事業では、秋田県知事を初め、県内市町村長や秋田空港関係者などの国内関係者と台湾の旅行会社や航空会社、外食関係者などが一堂に会した交流懇談会などに参加しております。

また8月24日には、株式会社あきた食彩プロデュース主催「『うまい！秋田の食』試飲試食商談会 in 台湾」が開催され、町及びJA職員合わせて4名が商談会に参加しております。

今回の商談には解凍してすぐに食べられるじゅんさいを商品として展示しており、現地バイヤーへの試食提供を行ったところ、大変好評を得ております。現在、10数社が興味を示していることから、今後はサンプル提供を行い、輸出につなげられるよう関係機関と連携してまいります。

三種町独自の台湾交流事業では、南投県政府文化局及び交通部観光局東北角宜蘭海岸国家風景区管理处へ表敬訪問しております。これまでも南投県と

は砂像を通じて往来し友好的な関係が築けていることから、9月29日に南投県政府文化局と友好交流覚書調印式を当町で開催する運びとなりました。また、交通部観光局東北角宜蘭海岸国家風景区管理处ともサンドクラフトを通じて交流を行うことを確認しております。

台湾自治体との友好交流等の調印は、県内市町村では、上小阿仁村、美郷町に続き3番目となります。これを礎に、三種町と南投県との文化交流を進め、三種町の活性化を進めてまいりたいと存じます。今定例会に、友好交流覚書調印式関係の補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

次に、8月21日に開催されました森岳温泉夏まつりについて申し上げます。

森岳温泉夏まつりの歴史は古く、温泉湧出を記念し開催してからことしで62回目となっております。毎年、町内外から訪れる皆さんから期待されていることしの野外コンサートは、「もっと、秋田が好きになる」のキャンペーンソングで有名なケイスケ&マサさんと、杉山清貴&オメガドライブ時代の「ふたりの夏物語」やソロデビュー後の「さよならオーシャン」などのヒット曲が多い杉山清貴さんをゲストに、ABSラジオ公開録音、野外コンサートとして開催いたしました。

当日は、心配されていた天気も暑過ぎるくらいの快晴となり、絶好のイベント日和となりました。午後から始まった流しじゅんさいや保育園園児と中学生も参加したじゅんさい音頭、今年のヒット曲も取り入れた山本中学校吹奏楽部の演奏、若さあふれる迫力の長信田太鼓と見応えのあるイベントが続き、時間がたつとともに来場者も多くなり、野外コンサートの時には会場が見渡す限りの人であふれ、クライマックスの花火ショーまで、夏の夜のひとときを存分に楽しんでいただくことができました。ことしの来場者数は、昨年より多い1万2,000人となっております。

続きまして、建設課関係についてご報告申し上げます。

初めに、住宅リフォーム助成事業について申し上げます。

8月末での申請件数が131件あり、1,378万4,000円の交付決定をしております。要綱を改正しました昨年度と比較しますと、8月末では件数で77%、補助額で78.6%という状況になっておりますが、約2億8,000万円の民間工事が創出されております。

次に、町営住宅建築について申し上げます。

町営住宅建築につきましては、今年度、大町住宅、千刈田住宅それぞれ4戸、合計8戸の建築を予定しておりましたが、補助金交付内示額が要望額の約6割となったため、大町住宅3戸、千刈田住宅2戸、合計5戸で建築を進めているところであります。

次に、社会資本整備総合交付金事業について申し上げます。

この事業による工事は、富岡大曲4号線の防雪柵新設226メートル、志戸橋外岡線の舗装補修790メートル、明治橋、木ノ岱橋の橋梁補修となっ

ており、遅くとも11月末には完成する見込みであります。また、秋田基本射撃場周辺道路改修事業では、石倉山中野線の1,060メートルの舗装補修工事を行っているところであり、これら工事の完成までは利用者の方々にご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

このほか、自治会から要望のありました改修等につきましては、現地調査を行ったうえ、現在14カ所の改修を実施したところであり、今後も順次要望箇所の改修等を行う予定となっております。

続きまして、上下水道課関係についてご報告申し上げます。

初めに、生活排水処理事業について申し上げます。

釜谷地区農業集落排水事業につきましては、地質調査業務及び工事詳細設計業務を発注したところであり、流域下水道事業への早期接続に向け準備を進めているところでございます。

次に、水道事業について申し上げます。

琴丘地域及び八竜地域の水道施設につきましては、目視点検による施設管理のため、突発的な設備故障や漏水状況の把握が困難な状況でありましたが、今後の水道設備の異常発生等の早期対応・効率的な管理運営のため、監視通報システム設置工事を発注したところであります。

続きまして、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

初めに今年度で第5回となる「三種町子ども議会」について申し上げます。

町内校長会のご協力により、8月4日に開催しております。今回は、各小中学校の代表2名による計18名の子ども議員と中学生2名の子ども議長により、飲み水の安全確保の対策や農業従事者を増やすための施策など、広範囲にわたった内容の一般質問が行われ、熱のこもった議会となりました。

子ども議会の開催は、子供たちが身近な問題について学び、町政への理解を深めていただく大事なきっかけにもなることから、引き続き関係者のご協力をいただきながら実施してまいりたいと考えております。

次に、外国語指導助手について申し上げます。

7月から2名の新任者がアメリカから来日し着任しております。名前はトリストン・ヒールさん、男性、23歳と、ステファニー・グロスさん、女性、27歳で、8月から町内の小中学校で英語の指導をしております。2人とも大学で日本語を専攻し、留学やホームステイの経験のある方で日本語にもなれております。子供たちや町民のみなさんとの心の触れ合いの輪を広げていただくことを期待しております。

次に、三種町成人式について申し上げます。

8月15日に山本ふるさと文化館で開催され、今年の成人対象者181人のうち、153人が出席しております。式典では、新成人を代表して実行委員長 信太秀斗さんが、成人式開催のお礼と成人としての新たな決意を述べております。

式典終了後には、記念事業として中学校時代の思い出のスライドショーや、長信田太鼓による迫力あるステージが披露されるなど、会場は活気にあふれ、

新成人の輝かしい門出を祝福することができました。今後とも、新成人の皆様には健康でそれぞれの目標に向かって前進して頂くことを祈念する次第であります。

次に、町芸術文化協会主催の第8回三種町芸術文化祭が7月15日から18日まで、山本ふるさと文化館で開催され、加盟団体の作品展示とステージ発表が行われました。

次に、9月18日に開催することにしております「第3回地歌舞伎の祭典」につきましては、「第9回民俗芸能祭り」との共演で開催いたします。山本体育館では午後1時30分に開演し、じゅんさい音頭、中館番楽、森岳こども歌舞伎、志戸橋番楽のほか、町外より八郎潟町の願人踊り、能代市二ツ井町の仁鮎ささら踊りに出演していただき、午後5時からは、会場を農村歌舞伎会館に移しまして、森岳こども歌舞伎、森岳通り音頭、森岳歌舞伎の公演を行う予定となっております。この機会に大勢の方々から観覧いただきますようお願い申し上げます。

次にスポーツ関係について申し上げます。

7月21日には、平成28年度全国大会出場選手の壮行会を開催し、7月下旬から8月上旬開催のインターハイ出場者5名、7月29日から開催の全農杯全日本卓球選手権大会ホープス・カブ・バンビの部に小学生2名、7月24日開催の全国高校情報処理大会に1名、8月2日開催の全国高校珠算・電卓競技会に4名、8月7日開催の全日本ジュニアユース綱引選手権大会の琴丘DSステップ10名、9月3日に岩手県で行われる国体綱引き競技に少年女子チーム10名の出場選手を激励しました。

全国高等学校ウエイトリフティング女子選手権大会が7月16日から開催され、63キロ級で能代工業高校の信太咲菜さんが準優勝しております。

第36回高円宮賜杯学童野球県大会が6月25日から7月3日にかけて開催され、八竜ジュニアが準優勝し、8月6日から宮城県大崎市で開催された東北大会に出場しております。

日本スポーツマスターズ2016秋田大会バスケットボール競技が琴丘総合体育館で9月23日から27日まで22チームが参加して開催されます。参加者数は選手とチーム関係者合わせて400人以上が想定され、町では昨年7月に実行委員会を立ち上げ、大会運営やスポーツボランティアの協力体制など、町民と一丸となった取り組みを展開することにしております。

また、ことしも多くの大学や高校などのスポーツ合宿が琴丘総合体育館・スカルパ野球場などで行われ、今年度のスポーツ・文化合宿の宿泊延べ人数は、8月末で約3,300人と前年比で約300人の増加となっております。

最後に、一昨年開催された第29回国民文化祭に係る会計処理について申し上げます。

既に、新聞報道等でご存知のことと思っておりますけれども、国民文化祭キルトフェスティバル in みたねのコーディネーターを務めました能代市の女性から平成27年3月23日に返金したとする報酬等について、当時担当してい

た職員が公会計への入金手続きを怠った上、現金で保管し、山本ふるさと文化館のピクチャーレール等の取付費用の一部に充てるという不適切な事務処理との指摘を受けております。

町民の皆様並びに関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしていることを深くおわび申し上げ、今後こうした事案が再び起こらないよう、公金の適正管理の徹底について全職員に周知徹底してまいります。

以上、ご報告申し上げます、行政報告といたします。ありがとうございました。

議長（金子芳継）

町長の行政報告を終わります。

日程第5．報告第4号から議案第116号までの件を一括して議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

それでは、提出議案につきまして、ご説明いたします。

今期定例会の提出議案は、継続費の精算報告1件、財政健全化法に基づく報告1件、平成27年度三種町一般会計及び各特別会計等歳入歳出決算の認定に関する議案12件、平成28年度一般会計及び各特別会計等の予算の補正に関する議案10件、合わせまして24件でございます。

初めに、報告第4号は、平成27年度三種町一般会計継続費の精算について議会に報告するものでございますけれども、平成26年度、平成27年度に設定しました農政機関合同庁舎改修事業の継続費を精算報告するものでございます。

次に、報告第5号は、平成27年度決算における実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付し議会に報告するものでございます。

財政の健全化判断比率の状況につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字であり、前年に引き続き良好な状態であります。また、実質公債費比率は9.7%、将来負担比率は13.4%であり、いずれも早期健全化基準を下回っております。実質公債費比率においては、公債費償還のピークが過ぎたことなどにより、前年度より1.8ポイント改善しております。

次に、公営企業会計における資金不足額、資金不足比率であります。全ての公営企業会計で資金不足が発生しておらず、良好な状態となっておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、議案第95号から議案第106号までは、平成27年度一般会計及び各特別会計等に関する決算認定についての議案でありますけれども、各会計における決算状況の説明につきましては、この後、会計管理者及び上下水道課長から説明させますので、省略させていただきます。

続きまして、議案第107号から第116号までは、平成28年度一般会

計及び各特別会計等の補正予算に関する議案であります。

議案第107号、一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ7,647万8,000円を減額し、予算総額を109億2,949万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出の主なものからご説明いたします。

総務費の一般管理費では、非常勤職員等公務災害補償に関する事務費に係る特別負担金71万7,000円を計上したほか、企画振興費では、三種型クアオルト事業を推進するため、講師謝礼等を減額し、浴室・運動室推進業務費を増額する歳出予算の組み替えを計上してございます。また、NHK公開放送開催の実績に伴い118万8,000円を減額計上したほか、釜谷浜ライブカメラ保守管理費を計上しております。電子計算費におきましては、社会保障・税番号制度システム整備等に係る秋田県町村電算システム共同事業組合負担金等475万3,000円を計上したほか、定住者奨励金の見込み額170万円を追加計上しております。

民生費では、社会福祉総務費におきまして、福祉バスの老朽化に伴い、新たにマイクロバスをリースする経費233万3,000円を計上したほか、老人福祉費におきましては、緊急通報システム端末装置の購入費130万8,000円、児童館費では割道児童館のフェンス改修工事費107万4,000円を追加計上してございます。

衛生費におきましては、衛生処理事業特別会計操出金500万円を減額計上したほか、未熟児養育医療給付費を見込みにより135万1,000円追加計上してございます。

農林水産業費の農地費におきましては、農業基盤整備促進事業の不採択により1億6,473万5,000円の全額を減額計上してございます。また、農業施設管理費におきましては、空調設備の故障に伴い、グリーンぴあ空調設備改修費818万8,000円、じゅんさいの館空調設備改修費1,880万9,000円を計上してございます。林業総務費におきましては、有害鳥獣駆除用備品の購入費を計上してございます。

商工費におきましては、台湾交流事業費163万1,000円を計上したほか、サンバリオのトイレ改修事業費200万円を計上しております。

土木費におきましては、住宅リフォーム助成事業補助金1,000万円を追加計上したほか、除雪システム導入経費368万8,000円を計上しております。道路橋梁維持費及び住宅建設費におきましては、社会資本整備総合交付金の内示額の減により、道路橋梁費で6,010万円、住宅建設費で5,115万8,000円を減額計上しております。住宅建設戸数が8戸から5戸に減少したため、住宅の解体工事費も200万円の減額計上としております。

消防費におきましては、消火栓の維持修繕分として上水道会計への操出金116万6,000円を計上しております。

教育総務費におきましては、学校再編検討委員会謝礼金43万2,000

円を新規計上したほか、すこやか子育て支援事業補助金106万6,000円を追加計上しております。また、小学校管理費の一般修繕として、金岡小学校給水ポンプ交換、浜口小学校プールサイド修繕など総額196万円を計上したほか、中学校費におきまして、山本中学校消火栓設備修繕等360万3,000円を計上しております。

社会教育費文化振興費におきましては、大山家、房住山1番観音の修繕費60万円を計上しております。

災害復旧費におきましては、清吉根小屋沢ため池復旧工事費1,050万円を計上しております。

基金費におきましては、前年度決算に伴う繰越金、実質収支額の2分の1に相当する1億1,867万5,000円を財政調整基金に積み立てる予算計上となっております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

地方特例交付金では、交付額の確定により、当初見込みから42万5,000円の増額としております。

地方交付税では、普通地方交付税の交付額確定により4億5,042万2,000円を計上し、普通交付税総額で50億7,142万2,000円となり、対前年比1.8%の減となっております。

国庫支出金におきましては、衛生費国庫負担金で未熟児養育医療給付費、総務費国庫補助金においては、社会保障・税番号制度システム整備費などを計上したほか、農林水産業費国庫補助金で、農業基盤整備促進事業費1億6,473万5,000円を減額計上したほか、土木費国庫補助金におきましても内示額の減により社会資本整備総合交付金を7,556万8,000円減額計上しております。

県支出金におきましては、未熟児養育医療給付費29万円、地域自殺対策強化事業費114万3,000円、多面的機能支払推進交付金32万円を追加計上しております。

繰入金におきましては、介護保険事業勘定特別会計、介護サービス事業勘定特別会計など前年度の事業費・事務費の精算により各特別会計から一般会計へ繰り入れする予算計上となっております。

また、基金繰入金は9月補正の収支により3億8,000万9,000円を減額計上しております。

繰越金につきましては、前年度決算実質収支額の補正計上であります。

町債でございますが、臨時財政対策債は発行可能額の確定により1,200万円の減額を計上したほか、過疎債、公営住宅建設事業債など事業費の減及び地方債の一次申請による確定により、それぞれ減額計上しております。

次に、議案第108号から116号までは各特別会計等の補正予算であります。今回の補正は基本的に前年度繰越額の確定による歳入予算の計上を行い、追加経費等を除いた剰余分については、予備費等へ計上しております。

初めに、議案第108号、平成28年度国民健康保険事業勘定特別会計補

正予算は、歳入歳出それぞれ251万5,000円を追加し、予算総額を26億7,111万円とするものであります。

歳入においては、国庫支出金において保険制度関係業務準備事業費補助金64万2,000円を、繰越金では前年度決算実質収支額187万3,000円を計上しております。

歳出におきましては、一般会計繰入金64万3,000円、諸支出金では、過年度療養給付費等負担金返還金175万5,000円及び予備費に11万7,000円の計上となっております。

次に、議案第109号、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ48万1,000円を追加し、予算総額を1億7,710万3,000円とするものであります。

歳入においては、前年度繰越金48万1,000円を計上し、歳出においては、同額を予備費計上としております。

議案第110号、平成28年度公共下水道事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ182万円を追加し、予算総額を6億4,518万円とするものであります。

歳入におきましては、一般会計繰入金442万5,000円の減額計上と繰越金、前年度決算実質収支額1,454万5,000円の増額計上と、町債におきましては算定方法の一部変更による資本費平準化債830万円の減額を計上しております。

また、歳出では、下水道管理費におきまして大町ポンプ修繕料182万円を計上しております。

議案第111号、平成28年度農業集落排水事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ116万円を追加し、予算総額を1億7,167万6,000円とするものであります。

歳入では、一般会計からの繰入金44万1,000円を減額計上し、前年度決算実質収支額250万1,000円の増額計上をしております。また、町債におきましては、下水道会計同様、資本費平準化債の算定方法の一部変更により90万円の減額を計上しております。

歳出では、大又処理場の修繕及び下岩川処理場汚泥乾燥装置保守点検、総額116万円を計上しております。

次に、議案第112号、平成28年度介護保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6,809万7,000円を追加し、予算総額を28億297万6,000円とするものであります。

歳入では、介護給付費負担金、地域支援事業包括的支援交付金等を増額計上したほか、一般会計繰入金112万5,000円、前年度決算実質収支額6,683万7,000円を増額計上しております。

また、歳出では、介護離職者ゼロを目的とした、日常生活圏域ニーズ調査費108万7,000円を計上したほか、基金積立金1,450万円を増額計上しております。また、諸支出金におきまして、過年度介護給付費負担金

等返還金3,665万円を計上したほか、一般会計繰出金121万円、予備費1,442万5,000円を増額計上しております。

次に、議案第113号、平成28年度介護サービス事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ287万円を追加し、予算総額を1,322万3,000円とするものであります。

歳入では、前年度決算実質収支額287万円を計上し、歳出では、一般会計繰出金125万2,000円及び予備費161万8,000円の計上となっております。

次に、議案第114号、平成28年度衛生処理事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ33万1,000円を追加し、予算総額を2,092万1,000円とするものであります。

歳入では、一般会計からの繰入金500万円の減額計上と、前年度決算実質収支額533万1,000円を増額計上であります。

また、歳出では、予備費に33万1,000円を計上する内容となっております。

次に、議案第115号、平成28年度温泉事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ262万円を追加し、予算総額を4,797万2,000円とするものであります。

歳入では、前年度決算実質収支額262万円を計上し、歳出におきまして、嘱託登記調査委託料20万9,000円及び予備費計上の補正内容となっております。

最後に、議案第116号、平成28年度水道事業会計補正予算は、収益的収入で基礎年金拠出金公費負担に係る一般会計補助金55万6,000円と過年度長期前受金収益不足額9万8,000円の補正計上であります。

また、収益的支出では、原水及び浄水費で修繕料300万円の増額計上と配水及び給水費で消火栓修繕48万7,000円の減額、固定資産除去費56万8,000円の増額を計上しております。

また、資本的支出では、浄水場原水ポンプ、排泥ポンプ、水位計取りかえ等工事費422万2,000円を増額計上であります。

以上が今期定例会に提出する議案の概要でありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、議案説明といたします。ありがとうございました。

議長 (金子芳継)

町長の提案理由の説明を終わります。

次に、会計管理者から決算状況の説明を求めます。会計管理者。

会計管理者 (岡部 衛)

それでは、私から平成27年度の三種町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

あらかじめ皆様に配付してございます資料1-1、平成27年度一般会計・各特別会計決算附属表をご準備願います。

それでは、初めに2ページをお開きください。

一般会計の決算状況でございますが、平成23年度以降の年度別決算の状況を載せております。平成27年度一般会計決算につきましては、右端の欄でござんのとおり、歳入総額が114億5,966万1,465円、歳出総額が111億7,473万9,793円となり、差し引きしました形式収支は2億8,492万1,672円です。この額から翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額4,757万円を差し引きしました実質収支額は2億3,735万1,672円となっております。

次に、下の3ページをござんください。

一般会計の歳入歳出款別執行状況でございます。歳入でございますが、歳入決算額は対前年度比97.3%、3億1,922万6,000円の減となっております。

款別の歳入総額に占める割合が最も高いのが11款地方交付税の55億1,240万8,000円で、歳入総額に占める割合は48.1%となっております。次に高い割合を占めておりますのが1款町税の13億7,836万8,000円で割合として12%、次いで22款町債の9.5%、16款県支出金の9.2%となっております。

次に、歳出でございますが、歳出決算額は、対前年度比97.2%、3億2,469万2,000円の減となっております。

款別の歳出総額に占める割合が最も高いのが3款民生費の28億3,147万3,000円で、歳出総額に占める割合は25.3%となっております。次に高い割合を占めておるのが2款総務費の14億3,933万4,000円で12.9%、次いで12款公債費の10.4%、6款農林水産業費9.7%となっております。

それでは、めくっていただきまして、4ページには平成23年度以降の町税1人当りの額を、5ページの上の段には平成23年度以降の町税の収納状況を、下の段には平成23年度以降の地方交付税の収納状況を載せております。いずれも説明は省略いたしますが、ご参照いただきたいと思います。

まためくっていただきまして、6ページをござんください。

上の段には、平成23年度以降の国民健康保険事業勘定特別会計の状況を載せております。平成27年度決算につきましては、右から2列目の欄でござんのとおり、歳入総額が27億9,809万9,812円、歳出総額が27億4,179万4,683円となり、差し引きをしました実質収支額は5,630万5,129円でございます。

続いて、下の段の国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出款別執行状況をござんください。歳入決算額につきましては、対前年度比108.9%、2億2,845万6,000円の増となっております。歳出決算額につきましては、対前年度比110.1%で、2億5,165万6,000円の増となっております。

下の7ページの上の段には平成23年度以降の国民健康保険税の推移を、

下の段には国民健康保険税の収納状況を、めくっていただきまして8ページには療養給付費等の支払状況を載せております。説明は省略させていただきますが、ご参照いただきたいと思います。

次に、下の9ページをごらんください。

上の段には、平成23年度以降の後期高齢者医療特別会計の状況を載せております。平成27年度決算につきましては、右から2列目の欄でごらんとおり、歳入総額が1億6,883万6,695円、歳出総額が1億6,835万5,510円となり、差し引きをしました実質収支額は48万1,185円でございます。

続いて、下の段の後期高齢者医療特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比98.7%、227万2,000円の減、歳出決算額につきましては、対前年度比98.5%、263万円の減となっております。

めくっていただきまして、10ページには後期高齢者医療保険料の収納状況を載せております。説明は省略いたしますが、こちらをご参照いただきたいと思います。

次に、11ページをごらんください。

上の段には、平成23年度以降の簡易水道事業特別会計の状況を載せております。平成27年度決算につきましては、右から2列目の欄でごらんとおり、歳入総額2億5,042万4,896円、歳出総額が2億1,636万3,694円となり、差し引きをしました実質収支額は3,406万1,202円でございます。

続いて、下の段の簡易水道事業特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては対前年度比114.9%、3,252万5,000円の増、歳出決算額につきましては対前年度比104.4%、913万9,000円の増となっております。

なお、平成28年4月1日から、三種町簡易水道事業を三種町水道会計事業へ統合したことに伴い、平成28年3月31日をもって三種町簡易水道事業特別会計は閉鎖し、実質収支額は三種町水道会計へ引き継いでおります。

めくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

12ページには簡易水道使用料の収納状況を載せております。説明は省略いたしますが、ご参照いただきたいと思います。

次に、下の13ページをごらんください。

上の段には、平成23年度以降の公共下水道事業特別会計の状況を載せております。平成27年度決算につきましては、右から2列目の欄でごらんとおり、歳入総額が6億3,510万8,240円、歳出総額が6億2,047万2,465円となり、差し引きをしました形式収支は1,463万5,775円です。この額から翌年度へ繰り越すべき財源としまして繰越明許費

繰越金8万9,000円を差し引きました実質収支額は1,454万6,775円でございます。

続いて、下段の公共下水道事業特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比104.7%、2,870万5,000円の増、歳出決算額につきましては、対前年度比103.5%で、2,091万4,000円の増となっております。

めくっていただきまして、14ページです。

14ページには下水道使用料の収納状況を載せております。説明は省略いたしますが、こちらをご参照いただきたいと思います。

次に、下の15ページをごらんください。

上の段には、平成23年度以降の農業集落排水事業特別会計の状況を載せております。平成27年度決算につきましては、右から2列目の欄でごらんとおり、歳入総額が1億6,377万2,034円、歳出総額が1億6,126万9,355円となり、差し引きをしました実質収支額は250万2,679円でございます。

続いて、下の段の農業集落排水事業特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比106.7%、1,030万5,000円の増、歳出決算額につきましては、対前年度比108.4%、1,247万円の増となっております。

めくっていただきまして、16ページをお願いします。

16ページには、農業集落排水使用料の収納状況を載せております。説明は省略いたしますが、ご参照いただきたいと思います。

次に、17ページをごらんください。

上の段には、平成23年度以降の介護保険事業勘定特別会計の状況を載せております。平成27年度決算につきましては、右から2列目の欄でごらんとおり、歳入総額が27億4,432万3,045円、歳出総額26億7,748万4,598円となり、差し引きをしました実質収支額は6,683万8,447円でございます。

続いて、下段の介護保険事業勘定特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比96.6%、9,599万6,000円の減、歳出決算額につきましては、対前年度比96%、1億1,192万1,000円の減となっております。

めくっていただきまして、18ページをお願いします。

18ページには介護保険料の収納状況を、19ページには平成27年度介護保険事業の状況を載せております。説明は省略いたしますが、ご参照いただきたいと思います。

めくっていただきまして、20ページをごらんください。

上の段には、平成23年度以降の介護サービス事業勘定特別会計の状況を載せております。平成27年度決算につきましては、右から2列目の欄でござらんとおり、歳入総額が2,994万4,442円、歳出総額が2,707万2,821円となり、差し引きをしました実質収支額は287万1,621円でございます。

下の介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比113.0%、344万5,000円の増、歳出決算額につきましては、対前年度比114.9%、350万2,000円の増となっております。

次に、下の21ページをごらんください。

上の段には、平成23年度以降の衛生処理事業特別会計の状況を載せております。平成27年度決算につきましては、右から2列目の欄でござらんとおり、歳入総額が2,899万271円、歳出総額が2,365万8,296円となり、差し引きをしました実質収支額は533万1,975円でございます。

続いて、下の段の衛生処理事業特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比117.8%、437万2,000円の増、歳出決算額につきましては、対前年度比113.3%、278万4,000円の増となっております。

めくっていただきまして、22ページをごらんください。

上の段には、平成23年度以降の温泉事業特別会計の状況を載せております。平成27年度決算につきましては、右から2列目の欄でござらんとおり、歳入総額が、2,379万2,469円、歳出総額が2,117万1,144円となり、差し引きをしました実質収支額は262万1,325円でございます。

続いて、下の段の温泉事業特別会計歳入歳出款別執行状況をごらんください。

歳入決算額につきましては、対前年度比104.2%、95万2,000円の増、歳出決算額につきましては、対前年度比95.9%、91万1,000円の減となっております。

23ページには、温泉使用料の収納状況を載せております。説明は省略いたしますが、あわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、めくっていただきまして、24ページをごらんください。

国民健康保険診療施設勘定特別会計であります。平成27年度において特段執行はございませんでした。

次に、下の25ページには、引き上げ分の地方消費税収の市町村交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費を、また、めくっていただきまして、26ページ、今回から載せるんですけれども、入湯税

の用途に関する説明書を載せておりますのでご参照ください。

最後に、初めに戻りまして1ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年度各会計決算の総括表ということで、一般会計及び各特別会計の総括を載せておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、水道事業会計を除く、平成27年度の三種町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

それから、よろしくご審議の上、何とぞ認定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 (金子芳継)

以上で、会計管理者からの決算状況の説明を終わります。

次に、上下水道課長から決算状況の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長 (近藤 仁)

それでは、私の方から平成27年度三種町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

資料2、平成27年度三種町各会計歳入歳出決算書をご準備いただきたいと思います。資料2は、議案別冊の分でございます。資料2は厚いものがございます。一般会計からずっと水道事業会計まで載っている資料でございます。

374ページをごらんください。

(1) 収益的収入及び支出であります。収入では、第1款水道事業収益が、予算額1億5,489万円に対し、決算額が1億5,921万336円で、予算額に比べ432万336円の増となっております。

内訳としましては、第1項営業収益が8,185万9,123円、第2項営業外収益が7,511万569円、第3項特別利益が224万644円となっております。

次に、支出であります。第1款水道事業費用が、予算額1億5,537万7,000円に対し、決算額1億4,774万168円で、763万6,832円が不用額となっております。

内訳としましては、第1項営業費用が1億1,996万1,050円、第2項営業外費用が2,697万8,584円、第3項特別損失が80万534円となっております。

めくっていただきまして、375ページをごらんください。

(2) の資本的収入及び支出であります。収入では第1款資本的収入が、予算額3,597万8,000円に対し、決算額が3,597万8,446円で、予算額に比べ446円の増となっております。

内訳としましては、第1項出資金3,589万2,820円、第2項固定資産売却代金8万5,626円となっております。

次に、支出であります。第1款資本的支出が、予算額7,975万4,000円に対し、決算額が7,938万8,841円で、36万5,159

円が不用額となっております。

内訳としましては、第1項建設改良費が760万3,200円、第2項企業債償還金が7,178万5,641円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,341万395円は、過年度分損益勘定留保資金4,341万395円で補てんしております。

次に、376ページをごらんください。

平成27年度三種町水道事業損益計算書であります。

損益計算書は、収益的収入及び支出の項目ごとに消費税抜きの金額であらわしております。

営業損益につきましては、1、営業収益が7,579万7,040円、2、営業費用が1億1,680万7,407円となり、差し引き4,101万367円の営業損失となっております。

次に、経常損益につきましては、3、営業外収益が7,511万569円、4の営業外費用が2,534万7,384円で、差し引き4,976万3,185円となり、この額に営業利益を加えた額875万2,818円が経常利益となっております。

次に、5、特別利益が224万644円、6、特別損失が80万534円となり、差し引き144万110円の利益で、当年度純利益は1,019万2,928円となり、前年度繰越利益剰余金1億8,706万8,490円を加えた額1億9,726万1,418円を当年度未処分利益剰余金として計上しております。

次に、377ページをごらんください。

平成27年度三種町水道事業貸借対照表であります。資産の部では、1、固定資産が、有形固定資産、無形固定資産及び投資の合計で14億5,476万7,200円、2、流動資産が、現金預金及び未収金の合計で1億4,483万2,657円となり、資産合計は15億9,959万9,857円となっております。

次に、378ページをごらんください。

負債の部であります。3、固定負債が、企業債4億1,123万5,068円、4の流動負債が、企業債、未払金、引当金及びその他流動負債の合計1億232万2,412円。

それから、めくっていただきまして379ページをごらんください。

5、繰延収益が、長期前受金及び長期前受金収益化累計額の合計5億1,037万3,999円となり、負債合計は10億2,393万1,479円となっております。

次に、資本の部であります。6、資本金が3億2,878万3,126円、7、剰余金が、資本剰余金及び利益剰余金の合計で2億4,688万5,252円となり、資本合計は5億7,566万8,378円となっております。

負債及び資本を合わせた負債資本合計は、15億9,959万8,957円であります。

380ページには剰余金計算書及び剰余金処分計算書を、そして、381ページ以降に決算附属書類を添付しております。説明は省略しますが、ご参照いただきたいと思います。

以上で、平成27年度三種町水道事業会計決算の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

皆様の方に訂正の文書がございます。正誤表でございますが、379ページ、「8、剰余金」とございますが、「7、剰余金」に訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

以上で、上下水道課長からの決算状況の説明を終わります。

次に、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。代表監査委員。

代表監査委員 (門間芳継)

お手元の配布資料1と14によりご報告をいたします。

まず、資料14をお願いいたします。

平成27年度三種町一般会計、特別会計、水道事業会計決算並びに基金運用状況の審査意見についてご報告をいたします。

町長より審査に付されました一般会計及び特別会計決算書などについて、関係法令に準拠して調製されているか、その内容及び計数が適正であるかについて、7月25日から関係職員に説明を求めました。

1ページです。

第2の審査の結果であります。

審査に付されました平成27年度三種町一般会計及び10あります特別会計の歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し、誤りがなく、予算の執行はおおむね適正であると認めるところであります。

2ページの総括であります。

一般会計の予算現額118億823万4,000円に対し、歳入額は114億5,966万1,000円で、歳出額は111億7,474万円であります。歳入歳出差引額は2億8,492万1,000円となっております。

特別会計では予算現額68億4,960万6,000円に対し、歳入額68億4,329万1,000円で、歳出額は66億5,764万3,000円となっております。歳入歳出差引額は1億8,564万8,000円となっております。

一般会計及び特別会計のトータルでの決算規模を前年度、平成26年度と比較しますと歳入では0.6%の減、歳出においても0.8%の減で、差引

増減では6.6%の増となっております。

決算収支であります。

一般会計と特別会計の歳入歳出差引額の合計額は4億7,056万9,000円ですが、翌年度へ繰り越すべき財源が一般会計で4,757万円、公共水道事業特別会計で8万9,000円含まれており、これを差し引いた4億2,291万円が実質収支額となっております。この実質収支額を前年度と比較しますと7.6%の増となっております。

次に、予算の執行状況であります。

歳入決算額は、予算現額に対し98.1%の収入率となっております。歳出決算額は、予算現額に対し95.6%の執行率で、不用額は3億1,998万1,000円となっております。

3ページになります。

財政構造であります。

1つ目の歳入の構成ですが、自主財源20.8%、依存財源79.2%で、自主財源の割合が前年度と比べ5.4%の減となっております。

2つ目の歳出の構成であります。資料は前年度と比較しております。人件費、扶助費及び公債費の義務的経費が2.3%減少し、投資的経費についても22.1%減少しております。

4ページ、(5)の町債の状況であります。

一般会計、特別会計を合わせまして、現在高は前年度末と比較し4億4,194万2,000円減少し、平成27年度末では183億1,163万7,000円となっております。

5ページになります。債務負担行為の状況であります。

翌年度以降支出される予定額は2億4,658万5,000円となっております。これは前年度と比較しますと17%の減となっております。

6ページです。

一般会計の決算額は、歳入が114億5,966万1,000円で、歳出が111億7,474万円、歳入歳出差引額は2億8,492万1,000円となっております。差引額のうち、翌年度へ繰り越すべき財源が4,757万円が含まれておりまして、これを差し引いた2億3,735万1,000円が実質収支額となります。

歳入の状況のうち、町税であります。調定額15億6,317万8,000円に対し、収入済額は13億7,836万7,000円となっております。前年度より0.7%増加しております。不納欠損額は、前年度より846万9,000円減少し、2,354万6,000円となっております。調定額から収入済額と不納欠損額を差し引いた収入未済額は1億6,126万5,000円で、前年度より675万8,000円減少しております。

歳出の状況ですが、予算の執行率は94.6%で、不用額は1億3,450万6,000円となっており、前年度比で1億6,733万4,000円

減少しております。

次に、7ページの特別会計についてであります。

10の特別会計のうち、国民健康保険診療施設勘定特別会計は、歳入歳出とも予算執行はありませんでした。したがって、9つの特別会計の収入済額の合計額は68億4,329万1,000円で、支出済額の合計では66億5,764万3,000円、差引額は1億8,564万8,000円となっております。

なお、全ての特別会計には、一般会計より11億8,907万9,000円が繰り入れられております。

各特別会計の説明は省略させていただきます。

次に、11ページをお開きください。

基金運用状況であります。

3つの基金のうち、(3)の奨学資金貸付基金については、当該年度末の未償還額が1,041万3,300円となっております。奨学資金の趣旨の認識の徹底など適切な対応が望まれます。

12ページは、13の基金53億1,559万4,237円の運用状況を示しております。

次に、13ページの水道事業会計について申し上げます。

第2の審査の結果であります。決算報告書、財務諸表及び附属書類については、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し、誤りがなく、予算の執行はおおむね適正であると認めるところであります。

(1)の収益的収入及び支出ですが、収入済額1億5,655万7,000円、支出済額1億4,774万円、差引額881万7,000円の黒字となっております。営業収益の水道料金は、調定額8,057万8,000円に対して収入済額は7,913万7,000円で、144万1,000円が収入未済額となっております。支出については、予算現額1億5,537万7,000円に対し、支出済額1億4,774万円、執行率は95.1%となっております。

(2)の損益計算書においては、前年度との比較で営業収益では232万5,000円が減少し、営業外収益においても371万2,000円の減少となっております。

また、支出の営業費用は1,540万9,000円減少し、営業外費用でも321万7,000円減少しており、特別損失は41万8,000円増加しております。

14ページは収益的収入及び支出の状況を記載しております。

また、15ページは前年度比較の損益計算書の状況を記載しております。

16ページになります。

平成27年度決算における審査結果の総括をさせていただきます。

歳入における収入未済額は、一般会計・特別会計・運用基金・水道事業会

計を合わせて3億8,281万6,663円で、平成26年度と比較しますと313万856円減少しております。

また、不納欠損額については3,765万5,715円で、平成26年度と比較しますと900万9,790円減少しております。

トータルの減少はしておりますが、個別の収入科目においては増加も見られます。これらは依然として金額自体そのものが大きいことから、これまでの対応の検証を行い、解消に向けた取り組みの強化に鋭意努めてほしいと思っております。

歳出については、社会保障関連経費が増加する傾向にあることから、今後の減少が見込める状況下ではないものと思慮するものであります。

貴重な自主財源である税等の歳入に占める割合は20.8%で、地方交付税等の財源に大きく依存している現状であり、更なる歳入の確保や歳出の抑制に努めるなど、中長期的に健全な財政運営を推進し、町民目線による質の高い行政サービスの提供を目指し、安定した行政運営を望むものであります。

次に、資料1になります。

平成27年度三種町財政健全化及び三種町公営企業経営健全化の審査について述べます。

1ページの審査結果になりますが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めるところであります。

実質赤字比率は、各会計とも実質収支は黒字のため、前年度に引き続き良好な状態にあります。

連結実質赤字比率については、各公営事業会計も含め黒字であるため、前年度に引き続き良好な状態にあります。

実質公債費比率は、9.7%と、対前年度比で1.8%の減に改善されております。

2ページ。

将来負担比率につきましても、公債費の抑制や財政調整基金の積み増しなどにより対前年度比9.2%減の13.4%と改善されております。

是正改善を要する事項は特にありませんが、今後も引き続き各比率の動向に留意し、公債費等の管理や行財政改革の推進による財政の健全化に努めていただきたいと思います。

3ページ。

平成27年度三種町公営企業経営健全化について述べます。

審査の結果であります。資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認めるところであります。

是正改善を要する事項は特にありませんが、独立採算の原則に照らした経営計画により、健全で効率的な事業運営になお一層の努力をしていただきたいと思います。

以上で、私からのご報告を終わりたいと思います。

議長 (金子芳継)

代表監査委員からの決算審査の報告を終わります。

以上で、議案説明及び決算状況の説明並びに決算審査の報告を終了します。

なお、報告第4号から議案第116号までは、9月23日に質疑、討論及び採決を行います。

お諮りいたします。日程第6.平成27年度各会計決算議案、議案第95号から議案第106号までの審議については、お手元に配付しております平成27年度決算審査に関する常任委員会付託表のとおり、各常任委員会へ付託し、連合審査会において再度審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、平成27年度一般会計並びに各特別会計など決算議案については、各常任委員会へ付託し、連合審査会において再度審議することに決定しました。

1時まで休憩します。

午前11時49分 休憩

午後0時59分 再開

議長 (金子芳継)

休憩以前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7.一般質問を行います。

順次発言を許します。

11番、成田光一議員。

11番 (成田光一)

それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

今回は、2つの項目について質問いたします。

1つ目ですが、東京みたね会及び北海道みたね会の活動状況についてであります。

本町が合併をして10年になります。この合併に合せて、時期にずれはあるにせよ、東京みたね会と北海道みたね会が設立をされております。

現在、町では年に一度、町長を先頭に、また各団体の代表者とともに、それぞれに出向いて各総会後の懇親会への出席を行っております。ほかにもふるさとPR大使の任命、体験ツアーへの参加及びあっせん、じゅんさいを初めとした地場産業のPRなどさまざまな活動への協力を依頼しております。そして、活動を行っていただいているというふうには伺っておりますが、その活動状況はいかがでしょうか。

2つ目の項目です。

台湾交流の今後の方向性について伺います。

町長や町担当者が台湾の南投県に出向いたり、また相手関係者が本町を訪れたり、相互交流が行われております。

そこで次の3点について質問をします。

1つ目、これまでにどのような事業が行われて来たのか。2つ目、その成果はどうだったのか。3つ目、これらを踏まえて、今後の方向性をどのように考えているのか、質問いたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長 (金子芳継)

11番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 (三浦正隆)

それでは、私のほうから11番、成田光一議員のご質問にお答えします。

まず初めに、東京みたね会についてでございますけれども、東京みたね会の目的は、第一に会員相互の親睦、交流。そして、2点目として、町との情報交換。3つ目としまして、他のふるさと会や在京県人会との人的交流。それから4つ目としまして、観光、物産展への協力。最後に、5点目としまして、芸術、文化、スポーツ活動の支援と。この5つの点を主な目的としてございます。設立は、平成21年でございます、旧八竜会と旧山本会が合併し、スタートいたしました。そして、平成23年度からは、琴丘会が正式に合流し、今年度で8回目を迎えます。

昨年の状況でございますけれども、会員相互の親睦と会員拡大のため、11月8日、総会と懇親会を開催してございます。参加者は、招待者を含め約300人となっております。ほかに房住山山開き登山、サンドクラフト参加や秋田県人会や近隣のふるさと会への参加、そして、首都圏での三種町特産品販売の際の支援活動、それから、橋本五郎文庫への支援などを行っております。

一方、北海道みたね会は、それぞれ活動していた八竜会と琴丘会が合併しまして、平成26年に設立してございます。目的は、会員相互の親睦を図り、郷土の発展に寄与することとなっております。

ちなみに、北海道山本会は存在しておらず、旧山本町出身の数名の方々が八竜会に加入しておりました。

昨年の状況でございますけれども、東京みたね会同様、会員相互の親睦と会員拡大のため、11月22日、総会と懇親会を開催しております。参加者は、招待者を含め約40人となっております。ほかに札幌大通り公園での物産展などを計画しましたが、実施までには至らなかったと聞いております。

町としましては、両みたね会に対しまして、会員の拡大と活発な活動を願うとともに、ふるさと納税やふるさとPR大使、そして、じゅんさいを初めとした三種町特産品の購買等について、無理のない範囲で、できるだけ目に

見える形で協力をお願いしてきているところでございます。

次に、2点目の台湾交流関係のご質問にお答えします。

最初に、これまで実施した事業について説明します。

台湾交流事業を実施するに当たり、秋田県観光振興課や台湾の大使館に当たる台北駐日経済文化代表処、これは港区の白金台にございますけれども、こちらの支援をいただきながら事業を進めてまいりました。

初めに、平成27年2月に台湾交流調査を実施しております。新北市政府(市役所)と、開催地に最も近い行政機関、新北市の貢寮区公所、台湾で最大の砂彫刻イベント開催地である宜蘭海岸国家風景区管理处を訪問しております。新北市は、人口約400万人の特別市で格段に規模が大きく、また、貢寮区公所、先ほどの新北市の中貢寮区というところでございますけれども、ここは市政府の出張所的な機関でございました。砂彫刻イベントを主催している宜蘭海岸国家風景区管理处は国の出先機関でしたので、いずれの訪問先も交流相手としてはちゅうちょせざるを得ないところがありました。しかし、この訪問時、南投県においても砂の彫刻イベントを再開するという情報を得て来ましたので、南投県へ調査を兼ね訪問することとしました。

平成27年8月に、台湾への秋田県トップセールス事業がありましたので、日程を調整の上、南投県政府文化局へ表敬訪問をしてまいりました。南投県では、1月から2月にかけて砂の彫刻イベントを開催することや砂の彫刻テーマパークを建設する計画が具体的に動いていること、南投県でも日本の市町村と交流する意向であることがわかり、手応えを感じてまいりました。

同じく平成27年11月には、台湾での商談会、これは株式会社あきた食彩プロデュース主催の「うまい!秋田の食」試飲試食商談会in台湾でございますけれども、これがございました。じゅんさいを台湾へ輸出できないか、調査を兼ねた商談会で、JA組合長のほか町職員も参加しましたので、南投県政府文化局に出向き、交流の進め方や南投県政府文化局職員の三種町への招待について話し合いを行って来ております。

平成28年1月20日には、台湾南投県政府文化局の副局長ほか職員3名を三種町に招聘しまして、三種町と秋田県庁への表敬訪問や三種町や秋田県内の見学をし、理解を深めていただきました。

さらに、2月17日には、南投県で開催されました砂彫刻イベントの視察のため、サンドクラフト実行委員長と職員で南投県を訪問してまいりました。この際には私も同行しております。南投県は海に面していない県なので、河川敷の特設会場での開催でございましたけれども、非常に会場が広くて、台湾国内及び国外から約40人のプロの砂像彫刻家を招聘して制作した砂像が展示されておまして、その芸術性と大きさと規模に圧倒されてまいりました。また、会場では、サプライズでございましたけれども、三種町サンドクラフトで招聘している南投県出身の砂彫刻家、本業は木彫の作家でございますけれども、王松冠さんが会長を務めている台湾砂彫刻芸術推廣協会と三種町との間で、「台湾日本砂彫刻文化交流」の調印式を南投県政府文化局長林

さんの立ち会いのもとで行ってまいりました。

今年度に入りまして、8月5日には、南投県と三種町との友好交流調印式の打ち合せで、職員を派遣しまして、秋田県観光振興課長からもオブザーバーとして同行していただきまして、友好交流調印式の事務的な話し合いを進めてきております。

平成28年8月22日、先月の8月22日には、秋田県トップセールスと「うまい！秋田の食」試飲試食商談会、この両方が開催されまして、その際に、南投県政府文化局長を訪問し友好交流調印式の話し合いを行ってまいりました。この結果、来る9月29日、今月の29日には南投県政府文化局局長一行が来町しまして、県内市町村では3番目となる台湾自治体との友好交流覚書調印式を行う運びとなりました。当日の調印式と歓迎レセプションには、議員各位もご案内をさせていただきますので、ご臨席くださいますようお願い申し上げます。

今後の方向性につきましては、この調印式から多様な交流が始まると考えております。南投県は、台湾の中央部に位置しまして、人口約50万人、お茶の名産地で、山間部には名勝「日月潭」という大きな湖でございますけれども、ございますし、それから原住民の文化を伝える九族文化村というものがございます。それから、台湾で一番高い山「玉山」というものもございまして、日本名は「ニイタカヤマノボレ」で有名な「新高山」という3,900メートル台の高い山でございますが、この新高山などの観光名所があるほか、紹興酒やパイナップルケーキで有名な観光工場、そしてまた芸術家育成を兼ねた見学や体験などでもできる国立の台湾芸術研究発展センターというものもございまして、芸術文化と観光と農業の盛んな大変魅力的な県であるというふうに思っております。先方も三種町の文化に興味を示しておりますので、お互いの交流が進む可能性を秘めていると思っております。

町民各位へは、台湾と南投県の魅力をご理解できるようPR活動を実施してまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

11番、成田光一議員の再質問を許します。11番。

11番 (成田光一)

今、町長のほうから答弁をいただきましたけれども、もう少し細かく質問をしていきたいと思えます。

最初、東京みたね会、北海道みたね会、2つ一緒になって話ししていくのはちょっとあれなんだろうけれども、そういう形で進めさせてもらいます。

私も、三種町合併当初、NPOの関係で何度か東京みたね会には参加しておりまして、そのときは確か市ヶ谷というところを会場としてやっていたのかなというふうに記憶しております。今、まさにあふれるくらいの会員の方が来ていたように記憶をしておりますけれども、当初から見ると、今は会員数というのはどんなふうになっているものなんでしょうか。

議長 (金子芳継)
企画政策課長。

企画政策課長 (相原信孝)

お答えいたします。

会員数、一応、住所を確認している部分では900名ちょっとございます。参加者につきましては、来賓等を含めましての300人程度ということになってございます。

以上です。

議長 (金子芳継)

11番。

11番 (成田光一)

会員としてはそのまま推移しているということなんですか。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策課長 (相原信孝)

お答えいたします。

詳しい人数につきましては、第1回目は、八竜会と山本会での設立でございましたけれども、そのときは220名、その後、琴丘会が合流いたしまして320名、300名、320名、210名、240名、昨年が300名というふうな推移でございます。

以上です。

議長 (金子芳継)

11番。

11番 (成田光一)

人数的には、そのまま推移しているのかなというふうに思いまして、要は活動の部分なんですけれども、現在の活動というのはどういうことが主に。懇親会に出向いているから、ある程度の内容は知り得ると思うんですけども、その辺ちょっと詳しく教えてください。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策課長 (相原信孝)

お答えいたします。

先ほど町長も答弁しておりますけれども、まず、会員相互の親睦、あるいは会員の拡大というものが1番目の目的でございまして、それぞれ会員、役員、いろいろ頑張って会員をふやそうとはしているわけなんですけれども、なかなかふえていかない。むしろ少しずつ減っているというのが現状でございます。町といたしましては、広報等を通じて家族あるいは知り合いで東京方面にいる方の住所を教えていただければ、こちらからお手紙を差し上げますというような形で会員をふやす支援をさせていただきます。そうした中で、会員独自の活動といたしましては、例えば房住山の山開きに参加者を募って来てお

ります。それから、サンドクラフトの見学にあわせて三種町に来町している方もございます。それから、特産品のイベント等が東京周辺でございまして、そちらのほうに役員を中心としてご協力いただいたり、物販を買っていただいたりというような形で、町のほうに協力していただいております。

役員が中心でございまして、どうしても役員以外の会員につきましても、なかなか動員なり動きがとれない、つかめないというのが現状でございます。

以上です。

議長（金子芳継）

11番。

11番（成田光一）

少しずつではあるけれども、会員は減っているということがちょっと今ありました。減っている中身としては、若い世代の後退というか、そういう人方が入ってきていない。高齢化してきているというふうに捉えてもよろしいんでしょうか。その辺、どんなものですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策課長（相原信孝）

お答えいたします。

現在の比較的若い会員と言われる方々ですが、その方々も既に50代の後半になってきているような状況でございます。したがって、高齢の関係で少しずつ減っているということでございます。町といたしましては、若い世代を何とか取り込むためのイベントを開催できないものかというふうな形で役員会のほうにはお願いしているところでございますけれども、なかなか役員会の中ではまとまっていないというのが現状でございます。

以上です。

議長（金子芳継）

11番。

11番（成田光一）

若い人が、もちろん東京、関東方面にいないわけではないでしょうから、うまく声かけするとか、リードしていけば、当然、人は集まる場所だと思います。当然、現在、300人も会員のいる東京みたね会ですので、やっぱりその中でうまく情報をまとめながらやっていければ、当然、若い人を集める力はあると思うんですけれども、その辺、現在の役員の人方はどういう感覚でいるんでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策課長（相原信孝）

お答えいたします。

役員会では話題にはなるんです。話題にはなるんですけれども、なかなかそこから一歩を踏み出せないというのが現状のようです。町といたしまして

は、若い世代が参加しやすいようなイベント、例えば花火大会であるとか、バーベキュー大会であるとか、カラオケ大会であるとか、そういうものを何とかして計画できないものかというようなことを提案をお願いしているところでございます。なかなか年輩の中に若い世代がいきなり入っていくというのは困難な部分もございまして、できるだけ若い世代が集まれるような形にならないかというようなお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（金子芳継）

11番。

11番（成田光一）

当然、一生懸命お願いして頑張っているんでしょうけれども、現状としては、やっぱり年輩の現在役員の方々がずっとそのまま、やっぱり世代交代もできないまま、東京みたね会を運営しているのかなというふうな印象を受けます。

そこで、若い人と今何回も出てきていますけれども、やっぱり今東京みたね会、何とかして頑張って盛り上げてもらいたいわけなんですけれども、私からちょっとここで提案なんですけれども、そういった若い人方を対象とした思い切って別の組織をつくるか、そういうことを考えてみてはいかがなものかなというふうに私ちょっと考えました。例えば地元商工会さんとか、JAさんとか、みんなやっぱり青年部という組織があります。当然、親の組織はあるわけなんですけれども、若い人の組織もあって、お互いに連絡をとりながら、やれることはそれぞれ違うわけですので、若い人方の発想を十分に尊重しながら、並行に活動できるような組織を、東京、北海道、それぞれにつくるとか、そういう考えというのはどんなものでしょうか。もう一つ、提案です。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策課長（相原信孝）

提案ありがとうございます。十分に検討して対応していきたいと思います。以上です。

議長（金子芳継）

11番。

11番（成田光一）

ぜひ検討してほしいと思います。やっぱり、こういうことができていきますと、今地元でも当然、婚活とかいろいろなこと、別予算で動いていますが、例えば東京にそういう若い人の組織ができた場合、その会場を東京にして、北海道にして、地元三種町から未婚の方がそちらに出向いて婚活パーティーをやるとか、そういうものというのはすごく画期的なアイデアなのかなと今私思っているんですけれども、そういったことをやりながら、お互いに交流をするというのが、すごく若い人はやれることだと思います。当然、東京

方面とか北海道方面にも、そういう経営者の中で若い方もいらっしゃると思いますので、そういった方々を対象として、地元の特産品とか、じゅんさい、メロン、特産品いろいろありますので、そういったものを何とかして商売につなげるような、そういうノウハウを持つ場面というものもあっていいんじゃないかなと思います。今の会だけですと、若い人がやっぱり入って来れないとなれば、せつかくのそういう場も摘み取っているのかなというふうに思いますので、その辺、ちょっと考えてみてはどうでしょうか。検討しますということなので、ぜひ検討してください。期待しています。

それから、次のほうに入ります。

2つ目の質問の台湾交流についてですけれども、先ほどのお話の中で、平成27年2月2日、この日に副町長を団長として台湾を訪問しているというふうに承知しております。ここでいろいろ模索しながら今日までやっとこぎつけたというか、頑張ってきた成果が今日に出ているんだとは思いますが、この間、6回、台湾を訪問しているというふうに数えられまして、8月22日でちょうど1年6カ月、1年半かかってここまでこぎつけたという面では、本当に成果があることだなと思っています。

調印式が今後9月ですか、行われる予定だということなんですけれども、そのやっこぎつげた調印式の内容について、ちょっと説明していただけますか。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長

(伊藤祐光)
お答えします。

事前に県とかと相談しながら、また事前の南投県との話し合いの中で進めておりますが、まだ案の段階ですけれども、文化交流を柱に観光、特産品の交流を進める内容で、その他の交流も進める内容で今動いております。

議長 (金子芳継)
11番

(成田光一)

もうちょっと中身濃いのかなと思っていたんですけれども。実は、皆さん、見た方もおると思うんですけれども、9月7日、地元の新聞で台湾との交流、締結するんだよという記事がありまして、ちょっとそれを読み上げてみます。

「覚書(案)によると」ということなんですけれども、「政府文化局と町が砂の彫刻を縁に友好関係をさらに推進することや、文化を初め幅広い分野で交流し、相互の発展を深めることに努めることなどを盛り込む予定である」ということが載っています。さらに、「同町はじゅんさい、南投県はバナナ、マンゴーなどが特産」とあり、「三浦町長、林局長とともに、将来農産物の輸出入推進を視野に入れ、産業の交流も行えたらよいというふうな会話もしている」というふうに載っております。もう一つあります。「また、商工観光交流課によると、まずは砂像イベントを中心にした交流が中心になると

いい、南投県で建設中の砂像のテーマパーク、同町のサンドクラフトで活動する彫刻家が出向いて制作したり、台湾の彫刻家が同町を訪れたり、こういうことがまず行われる予定だ」というふうになっていまして、今言いたいのは、これまで一生懸命サンドクラフトについて交流してきました。そして、じゅんさいについても、先日もJAの組合長さんが一緒に訪問したりやっていると、新聞でこれもまた見ておりますが、こういったことももちろん大事ですけれども、これからは、やっぱりもっと範囲を広げて交流をしていかなければならないのかなというふうに思います。

ここで、ちょっと提案なんですけれども、子供の交流、ぜひやっていただきたい。地元小学校、中学校、一生懸命、地元をやっぱり愛している子供たちがいっぱいいますので、将来、三種町を背負って立つためにも、ここで見識を持っていただけるチャンスだと思うんですね。子供の交流というものをぜひ実現するように検討していただきたいんですけれども、その辺いかなものでしょうか。

議長 (金子芳継)
町長

(三浦正隆)

実は、今回、秋田県佐竹知事と県内の首長何人か一緒に行きましたけれども、その際に同行した高校生の方々がおりまして。由利高校の高校生、吹奏楽部の方々でございます。それは台湾の高校と姉妹校を締結するというところで今回同行されました。10数人ぐらい行きましたけれども。それから、聞くところによると、仙北市さんでも角館高校と台湾の高校とが提携するような話もあります。県内では子供さん方の交流が大変進んでおりまして、それから修学旅行先にも、向こうへ行ったり、また向こうから秋田県にも来るというような動きもあるようでございます。本町においても、将来を担う青少年がやっぱり若いときから広い海外に目を開くことは大変大事なことでありますし、そういう意味でも、日本に一番近い、そしてまた、日本に非常に親近感を持っている外国である台湾との交流を進めて、若いうちから国際感覚を身につけてもらいたいものだないうふうに思っております。ぜひ、前向きに検討したいというふうに考えています。

議長 (金子芳継)
11番

(成田光一)

ぜひ子供を育ててほしいというふうに思います。

先ほど、JAさんの話ちょっと出ましたけれども、冷凍じゅんさいをJAさんが試そうとしているというか、話が進んでいるんでしょうけれども、その辺、町としてはどう把握していますか。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長

(伊藤祐光)

交流課長 お答えします。

J Aのほうは昨年から、昨年とことしと2回、商談会のほうに参加しております。昨年は組合長も行ってくれました。その段階で、冷凍のじゅんさいが使えないかという提案はありました。今回は、組合長のほうから、一旦、解凍生じゅんさいを1次加工といえますか、軽くゆがいて、それをまた冷凍して、それを持っていくと。結局、あちらのほうで料理するときには1次加工が要らない、そのまま使えと。そういうような商品を持って行けばどうかということで、今回、商談会のほうに行って、商談のあった件数ですけれども、約10件というふうに町長のほうから説明してもらいましたが、正確に言えば、14社から問い合わせがありましたので、これから農協のほうもいろいろサンプルを送ったりして動いていくと思いますので、町のほうも支援していきたいというふうに考えております。

議長 (金子芳継)

11番。

11番 (成田光一)

三種町、イコール、じゅんさい、特産品ということで代表選手なんですけれども、ほかにもメロンなどさまざまな特産品があります。ぜひ、特産品については最初から限定するのではなくて、多くの生産者とか生産団体と十分に意見を交わし合ってもらって、提言をしていただいたりして、そのチャンスをつくっていただきたいものだなというふうに思います。いろいろ試行錯誤しながらということになるんでしょうけれども、特産品の輸出入交流、こういったものが盛んになることをすごく願います。

ほかの商品、例えば何か考えているんですか。これだったらいけるのかなというふうな、担当、どうでしょうか。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (三浦正隆)

これは一般的な話なんですけれども、台湾のデパートへ行きますと、いわゆる日本産の米、秋田県内ですと美郷町産、それから羽後町産、2年前に町村会で行ったときに微風廣場という高級デパートの地下を視察しましたがけれども、大分日本産のものがありません。8月の下旬でございましたけれども、それから桃とか、日本産のものが大変、値段も高額についていまして売ってました。本町でもリンゴとか、ナシとかあるわけでございますので、可能性としては青森とか長野のように有名ではございませんけれども、可能性としてはあるのかなと思っています。それから、米だとか、そのほかメロンも、メロンも向こうのほうでもとれますけれども、時期が多分違うでしょうから、そういう可能性もあるだろうというふうに思っていますので、今国のほうでも農産物の輸出ということを国の国是としておりますから、そういう意味ではいろいろな可能性を求めて進めてまいりたいと考えています。

議長 (金子芳継)

11番。

11番 (成田光一)

ぜひ、販路拡大のため、可能性を求めながら頑張っていたいただきたいものだと思います。そういった意味でも、現在、担当課が台湾の交流に関して、商工観光交流課が窓口となっているわけなんですけれども、例えば農産物ですと農林課、子供の交流ですと教育委員会、そういったふうに担当課が当然変わってくると思うんですね。その辺、一つの課だけで担当しているのかどうか、わかりませんけれども、できるなら、そういった担当課と連携をとりながらそれぞれを役割分担することによって、より効果が大きくなるのかなというふうに考えます。ぜひ、その辺も模索してもらいながら、これからのことを効果があるような策を考えてください。よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、せっかく1年6カ月もかけてようやくここまでこぎつけたわけです。これまで多くの公費がかかっておりますので、ぜひ調印後は、これまで以上にもっとスピード感を持ってもらった上で、どんどん前に進んでいただいて、成果をあげていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

議長 (金子芳継)

11番、成田光一議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、大澤和雄議員の一般質問を許します。1番。

1番 (大澤和雄)

私からは、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、国民文化祭における報酬支払いについてであります。

このことについては、8月17日以降、北羽新報に何度か掲載されておりますが、この記事の範囲内において町の対応や事実関係について伺いたいと思います。

まず、新聞報道によれば平成26年度に三種町で開催された国民文化祭パッチワークキルト展のコーディネーターを務めた方に山本公民館での指導講師謝金として支払ったとありますけれども、このご本人は山本公民館で指導を行ったことはないと報道されております。このことについて事実関係はどうなのか伺いたいと思います。

また、報道によれば、現金書留で返還された報酬を入金処理せず、備品取りつけ費用に充てたとあります。事実関係はどうだったのか伺いたいと思います。

また、このときのいわゆる三種町文書事務取扱規程の第9条第1項第3号の金券その他貴重品添付の行政文書は、金券等収受簿に記載し、主管課長に配付し受領印を徴することとする。また第4号では、書留郵便、配達証明郵便、内容証明郵便及び特別送達郵便で到着した文書並びに訴訟、不服申し立

て、その他到着日時が権利の得喪又は変更に関する行政文書は、書留等受付簿に受領日時等の所要事項を記載し、封筒を添付して主管課長に配付し受領印を徴することとするとありますけれども、これらの対応はどのようになっていたのか伺いたいと思います。

さらに、8月24日に報道された記事によれば、旅費（東京）分と振込通知書に記されているけれども、ご本人は東京までの出張命令を受けた事実はないと答えております。町は「何度も出張してもらったお礼を込めたもの」と報道されておりますけれども、これが適切な対応と言えるのかどうか、事実関係はどのようになっているのか伺いたいと思います。

いずれこのたびの一連の報道で町民からも町の対応はどうだったのか、事実関係はどうか、大変心配する声が出ております。このことから、町は町民に充分納得のいく説明をし、町民の信頼を得られるよう努めるべきと考えられるものでありますが、これらの対応について伺いたいと思います。

次の2点目の米政策改革への対応についてであります。

平成30年以降、国による生産数量目標の配分が廃止されることから、農業者や集荷業者がみずからの経営判断や販売戦略に基づき需要を見きわめた上で次年度の生産量を定めることとなっております。また、市町村段階においては、県段階の「生産の目安」を基に主体的に需要に応じた米生産に取り組むこととなっておりますが、農家は平成29年度で米の直接支払の廃止やTPP交渉のゆくえ、さらには国による生産調整がなくなるということで、今後の米価の推移や経営所得安定対策等の助成制度がどうなっていくのか、大変懸念するものであります。

J A全農あきたは平成28年産米の概算金を発表し、2年連続の上昇となっておりますけれども、この理由として、主食用米の過剰作付が解消され、需給動向が改善する見通しであると報道されております。秋田県においては、過剰作付が大幅に改善されたのは米の直接支払交付金制度によるものが非常に大きいものと思われませんが、この制度が平成29年度で廃止されると、秋田県においては今後非常に厳しい状況に立たされるのではないかとという農業関係者の声も出ております。三種町においては、転作大豆に取り組む農家も多く、定着してきておりますが、米生産農家のみならず、大豆生産農家にとっては、国・県の助成制度に米農家以上に経営を大きく左右される状況であります。三種町としては、三種町再生協議会を中心にした今後の取り組みや県・国の助成制度等がどうなっていくのか、農家に積極的に情報提供するなど、町の基幹産業を守り、発展させていくためにも、力を結集していかねばならないと考えておりますが、これらの対応について伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（金子芳継）

1番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。
当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（鎌田義人）

私のほうから、1番、大澤和雄議員の1つ目のご質問についてお答えします。

一昨年、本町で開催された第29回国民文化祭「キルトフェスティバル in みたね」の新聞報道についてご説明いたします。

平成24年度一般会計から1万5,000円、平成25年度一般会計から3万5,000円を月額5,000円でパッチワーク指導料として支払いしています。

キルト展を全体的に統括し、実施計画や募集要項の助言や指導もしていただいたので、そうした負担に対する謝礼としての位置づけで、支払い形態も実働何時間で幾らといった尺度になじまないため、月額として支出を決めたものです。その支払い伝票作成時に、企画委員会に出席した日と重複しないように任意の一日を選び、事務処理上の支出の根拠づけとして使役調書を山本公民館でのパッチワーク指導講師謝金として作成し支出したものです。

次に、平成25年度一般会計から旅費相当分の3万5,000円の支払いであります。コーディネーター謝金と同様に任意の7日間を設定し支出したものであります。平成25年1月14日からの横浜のキルト展で審査員の依頼、それから、ボーグ社の雑誌への掲載のための訪問等として支出したものです。そのほかにも何度か上京していただき、大きな負担をかけてしまったことでもありますので、パッチワーク指導料とあわせて支出することとしたものであります。通常の出張であれば、町の規定による旅費としてするところではありますが、自主的に決定された旅行であること、実際の出張の直前に知り得た情報であったことから、通常の出張による対応ができず、後日、旅費相当額として支出したものであります。

状況は以上のおりであります。旅費として支出したものについては、旅行先が確認できる資料を本人から提出していただいているほか、電話でも旅行時の業務内容を聞き取りしていることから、いつの出張分として支出されているものかについては、ご本人が十二分に承知されているはずであります。

次に、平成27年3月に返された11万9,912円についてであります。

平成25年にはふるさと納税していただいていることから、このときもふるさと納税をお願いしましたが、お断りされています。このため、ふるさと納税としても、寄附でも処理できないことから、雑入として公会計に入金すべきものであるところ、現金のまま所持し、山本ふるさと文化館のピクチャーレール・ブラインドの取付けの21万3,872円の一部経費費用に充てたという適切とは言えない取り扱いがありました。

公金に係る適切でない保管と事務処理については、三種町に対する信頼を損なうものであり、責任者として極めて重く受けとめております。多くの方にご心配とご迷惑をおかけしたことに對しおわび申し上げます。

以上、私からは1つ目の質問です。

次は、町長より申し上げます。

議長（金子芳継）
町長。
町長（三浦正隆）
それでは、私から、米政策改革への対応についてお答えします。
平成30年産以降、国による生産数量目標の配分が廃止されることから、農業者や集荷業者が自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要を見きわめた上で、次年度の実産量を定めることとなっております。
これを受け、秋田県では、需要に応じた米生産に関する専門部会を立ち上げ、平成27年10月から配分方法等の協議に入っております。本年度は4回の会議を開催する予定でありますけれども、7月に開催された第1回の会議におきまして、県産米の在庫や売れ行き等を踏まえながら、県が「生産の目安」を提示することとし、その算定方法を検討していくこととなっております。
町段階においては、県からの「生産の目安」をもとに生産者へ目安を提示し、農家の需要に応じた米生産を推進することで米価の安定を確保することになりますが、その具体的な内容や方法については、今後、県と連携しながら検討していくこととなっております。
また、経営所得安定対策の助成制度が平成30年以降どうなるかは、収入保険制度の創設を検討していること以外は国による議論が進んでいないため、現在は全く不透明な状況でございます。しかし、現行の米の直接支払交付金は、需要に応じた米生産を推進する上で欠かすことができない米政策の下支えとなるものであることから、新対策におきましても継続して引き継がれるよう、県とともに国に要望していく必要があると考えております。
最後に、国・県の助成制度の農家への情報提供など、町の対応についてお答えします。
市町村の農業再生協議会は、平成30年以降の新たな米政策においても存続しまして、各地域での水田農業の調整役としての機能が期待されております。本町の農業再生協議会では、構成員であるJA秋田やまもと並びに主食集荷業者を通じて農家に迅速かつ正確に情報が伝達できるよう努めるとともに、制度の変更に伴い新しく補助や助成事業が創設された場合は集落説明会を開催するなど、今後とも農家への情報の開示と周知に努めてまいります。

議長（金子芳継）
当局の答弁が終わりました。
1番、大澤和雄議員の再質問を許します。1番。
1番（大澤和雄）
今、教育長の答弁をお聞きしまして、新聞報道とは違うといえますか、ご本人がおっしゃっていることとは違って、教育委員会では明らかに事実に基づいた支払いと、そういうふうなことでありますけれども、ただ、今回の問題で、まず一つ、今、この部分については私ちょっと聞き逃したんですけれども。一応、事務規程に私が壇上で言ったような、そういう書留類について

は、担当課長のきちんとしたそういう収受簿に記載して、そうした手続を経るということが必要だということをお壇上でも申したんですけれども、そうしたことはなされていたのか、いなかったのか。現金で保管していたということなんですけれども、その辺はどうなんですか。伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）
総務課長。
総務課長（木村信悦）
文書の取り扱いにつきましては総務課の担当でございますので、私のほうからお答えいたします。
ご本人からのご指摘もありまして、申し入れの際に何度かお話ありました。その際に、三種町文書事務取扱規程第9条第3号と第4号の関係でございますけれども、このような規程に基づいた取り扱いがされていなかったということで、それは認めておりますし、おわび申し上げます。
この後につきまして、事務取扱規程に基づきまして、今後は正確に事務処理を行いたいということをお話をしております。議員の質問にあつたように、適切な事務取り扱いがされていなかったのは事実でございます。

議長（金子芳継）
1番（大澤和雄）
わかりました。通常、実際、確かにそういう事務規程がある以上、やはりそれに基づいてやらなければならない。それは当然適切ではなかったとは言えることであると思っておりますし、今後、そのことについては十分、これからもきちんとした対応をしていただきたいというふうに思うわけです。
ただ、私、今回の一連の報道を見ますと、もちろん事務規程にそういうふうなことはあるんですけれども、ただ、通常報酬をご本人が返還したいという強い要望、意向があるのであれば、現金書留という方法はちょっとこれは非常に間違いが生じる原因にもなったのかなど。つまり、個人対個人ならいいんですけれども、個人対公共機関だと、やはり誰が受け付けるのか。郵便局員は誰かが、担当がきちんと判こをもらえばそれでいいわけですので、通常、公共団体にそういうふうな現金書留を送るということは、ましてや、今、いわゆるATM、現金預払金のシステムが発達して、ほとんど現金書留で送るとか、そういうやりとりのない時代なんですよ。ですから、そういう中で、やはりそういうやりとりをするというのは、個人対個人ならいいんですけれども、公共機関に対しては、やはり非常にトラブルの起きる一因にもなったのかなど。ご本人をどうこう言うわけではないんですけれども、ただ、非常に私はそういうふうに感じておりますし、実際、三種町において、そういう個人から町に対して、例えば今回のような報酬等を要りませんから、返還しますとか、現金書留で送られてくるという事例は今まであったんでしょうか。これからもあるんでしょうか。その辺伺いたいんですけれども。

議長 (金子芳継)
総務課長。 総務課長 (木村信悦)
私は昨年度総務課長になりましたけれども、それからは総務課に来た現金書留は初めてだと思いますけれども、もしかすれば税務課に税金の納付とかがあるかもしれません。そこら辺はちょっと確認していないので、何とも言えませんけれども、通常は余り現金書留で来るということはないものだと思います。

議長 (金子芳継)
1番。 1番 (大澤和雄)
総務課長、参考までに、じゃあ、ちょっと税務課のほうで現金書留で送られてくるとかということあるんでしょうかね。私はちょっとそれはないと思います。例えば税金を多く支払う、あるいは還付されるべきものもあるんでしょう。大抵それはご本人にそういう通知が行って、そしてそれを払い込みとか、銀行による振替という形をとって、現金を送るとか、現金を本人に出すとかという、そういうやりとりは発生することはないと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長 (金子芳継)
税務課長。 税務課長 (児玉直久)
税務課に対して税の支払いで現金書留で送られたきたことは記憶にございません。通常、滞納分に対して臨戸徴収ということはございますけれども、現金書留というのはちょっと記憶がないです。

議長 (金子芳継)
1番。 1番 (大澤和雄)
わかりました。いずれ、そういうふうなことがこういう問題にもなったのではないかと思うんですけれども。
返還された11万9,912円、これは確かに今教育長がおっしゃったように、これは公金として入金して処理するべきもの。適切ではなかったということなんですけれども、それをそのまま、何かご本人はピクチャーレール、ご要望かなりあったようで、それにじゃあ、その工事費に充てようというふうに報道されているんですけれども、それならそれだけで、特別、庁内のそういう処理が問題ではあるんですけれども、第三者が挟むというほどのものでもないんですけれども。それがなぜこうなったかという、いわゆる支払報告書、源泉徴収票が税務署あるいは本人に送られていた。それは、ご本人にすれば、私は返還したのに何で源泉徴収票が来るのかと。そこから、どうもこじれたようなんですけれども。そうなりますと、報道でもあるんですけれども、町としてはこの報酬分から、既に源泉徴収した分、それを税務署に

納めていると思います。そうなりますと、返還したとは言っても、ご本人は返還したことになるのかどうかと、そういうことも言っておりますけれども、そうなれば、その分を町がいわゆる修正申告ではなくて、更正の請求の手続をしなければ、それはなくなるということなんですけれども、報酬というものについて、報酬は報酬として、あくまでもやはり支払ったものであり、本人が受け取ったという形、返還といっても、それを取り消すということができるのか、できないのか。その辺の見解といたしますか、その辺のところを伺いたいと思うんですけれども。

議長 (金子芳継)
教育次長。 教育次長 (島山広栄)
お答えいたします。
現金と一緒に返還されて教育委員会で預かっている源泉徴収票については、本人から収入として納得いただいて、再度お返しできればというふうに考えております。

議長 (金子芳継)
1番。 1番 (大澤和雄)
そうすれば、本人が納得したということであれば、これは返還といっても、返還ではなくて、ご本人が一度受け取ったものを、いわゆるふるさと納税もそうなんですけれども、現金であっても、これはじゃあ、寄附したという形になるのではないかと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長 (金子芳継)
教育次長。 教育次長 (島山広栄)
お答えいたします。
そのとおりでございます。

議長 (金子芳継)
1番。 1番 (大澤和雄)
ふるさと納税にしても、私は受け取らないでふるさと納税しましたよというわけにはいかないんですよ。ふるさと納税をしたということは、ご本人が自分のものとして受け取って初めてふるさと納税できるんですから。私はもらわないで、ふるさと納税したんですよと言われても、それは困るわけです。そういう認識は、ちょっと間違っている。いずれきちんと本人が本人のものとして、報酬は報酬として受け取った段階で初めて本人がふるさと納税というものができるといことなんです。ですから、報酬の返還についても、返還ではなくて、受け取ったものを返す。いわば寄附という形になるかと思うんですよ。そうなりますと、もちろん、町として源泉徴収票を送ったものを、それは間違いだとかといって、そこから更正の手続、請求の手続を

する必要もないし、ご本人もそれはそれに基づいて所得の確定申告をするべきだと思うんですね。ですから、その辺のやりとりが非常に誤解を生じている原因なのかなと私は思うわけです。

問題なのは、今、備品取りつけと公金のこれは、その分は結局、備品取りつけにご本人の要望で充てたというんですが、問題は、ご本人が公民館でも講師はしていないし、東京にも行ってないと。それはでも、教育長が今答弁したとおり、そうしたものに該当する分として報酬という形で支払ったと。それは間違いないですよ。

議長 (金子芳継)

教育次長。

教育次長 (畠山広栄)

そのとおりでございます。

議長 (金子芳継)

1番。

1番 (大澤和雄)

わかりました。そうすると、報道は報道で、もちろんご本人から聞いてそれは書いたのでしょうかけれども、いずれそういう事実確認がわかれば私はいと思います。

何よりも、我々はご本人もそうなんだろうけれども、私ども議会にとっては、要するに、町当局がやっぱり町民に信頼をきちんと築いていく上できちんとした説明をするべきだと、そう思いまして私も質問で取り上げたんです。ですから、きちんとした、やはり町民は5回、6回ですか、町議会のほうにも要望書を出されているんですけれども、肝心なのは、やはり町民の信頼をきちんと得るためにも町当局できちんとした説明をしていただきたい。やはり町民は再三報道されるたびにどうなっているんだと。片方では東京に行ったその分として出すんだけど、私は全然行ってないとか、非常に大きな食い違いがありますので、町民は非常にこの町はどうなっているんだと心配していることで、私はこれから町政運営にしても、また議会にとっても、それが本当にどちらも曖昧模糊なものであれば、議会もチェック機関としてどうなっているのかと。こちらも今度はいいかねない、そういうことでありますので、町としてもきちんとした説明をしていただきたいと、そういうことで取り上げたわけです。

いずれ議会のほうにも、今週中にでもきちんと、何せ、要望書、申し入れ書が6通来ているとかということで、もちろんそれに対してはきちんとした整合性がとれないと、また申し入れ書2、3通来られてもちょっとこれは大変なことだと思いますので、今後、精査してきちんと何よりも町民に納得のできる説明、そういうまた議会にもぜひともきちんとした説明、対応をしていただきたいと、そのように思います。これはこれで終わります。余り言うたあれですから、いいです。

次の米政策は、要するに生産調整がなくなるということで、町長も答弁で

おっしゃったように、みずから判断という、次年度の生産量を決めていくということなんですけれども、いわゆる生産調整という枠がなくなると、いわゆる転作に対する協力者、非協力者という境目がなくなる。そうすると実際どうなるんだろうというイメージが非常に実際に湧かないんですよ。非常に我々農家自身も頭の中が混乱するとか、壇上でも私言いましたけれども、せっかく需給調整がとれて、米価も2年連続で引き上げられたんですけども、これが平成29年度で手放し状態になって、また生産過剰になると暴落が目に見えていると。ですから、その辺のところ、私ども非常に心配で、なかなか、町でも県の会議を受けてそれなりの対応、協議しているんですけども、ぜひとも、その辺のところは情報がわかり次第、農家にも提供していただきたい。

そして、何よりも、みずから需給調整に参画する場合は、やはりJAの作成方針、いわゆるJAが需給調整をしていくことになろうかと思えますけれども、それに、その目安に協力する農家に対してはやはり今のいわゆる生産数量目標といいますか、そういった形は農家にそれぞれに配付されていくことになると思うんですけども、その辺はどうなっていくんでしょうかね。ちょっと心配なんですけれども。その辺のところは変わらないのではないかなと思うんですけども。

議長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (眞川信一)

お答え申し上げます。

実際に平成30年産以降の生産調整なり、米の生産数量の配分がどうなるかということなんですけれども、基本的には、考え方としてそんなに変わるわけではございません。今現在、生産数量、転作の目標の配分という形になっておりますけれども、今度は、生産数量の目安の配分というふうな形になって、トーンが下がってくると申し上げますか、強制力を伴ったものから、農家自身のモラルといいますか、生産調整を守るんだという認識を共通に持って初めてできる新制度の生産の目安の配分になってきますので、そこら辺、農家の良識を前提とした行政からといいますか、町からの生産の目安の配分といいますか、周知というふうな形になると思います。非常に微妙なあれですけども、いずれ強制的な枠組みは取り払って、なおかつ、あくまでも農家の自主性を重んじた目安という形での配分になるという解釈でよろしいかと思います。

議長 (金子芳継)

町長。

町長 (三浦正隆)

済みません、関連して、ちょっとお話ししたいと思います。

農水省の役人の方々とちょっと何回かこれまでお話しする機会がありました。そのニュアンスは、やはり生産調整からは国は手を引くんだよと、後は

市町村でやってくださいというニュアンスでありまして、市町村の農業再生協議会は逃げるできないわけです。ですから、そういう意味で、大変悩ましい問題がこれから市町村の再生協では出てくるなというふうに思っています。これまでは国のほうで転作の割りつけ、作付面積のそういうものは決定があったので、みんなそれに従ってきたわけで、いろいろその部分でのいろいろないい条件もありましたけれども、それが果たしてなくなった場合に、みんながその目安というものに従ってくれるかどうかというのは大変難しい問題でありますし、昨年、ことしと米の値段上がりました。それから、本県においては、備蓄米と、それから加工米、それから餌米のほうに転換が進んで、米の値段がやっぱり需給関係いいらしいですね、情報を聞きますと。今値段は上がっていますけれども、果たしてこれが先も続くかどうかという保証は何もないわけでありまして、よいからといってまたつくり過ぎれば、当然、さっき大澤さんがおっしゃったように値崩れするわけでありまして、そういう意味では、大変難しい問題になってきたなと思っています。

ですから、今、県のほうでも恐らく暗中模索の段階で、隣の県の山形県ですと、先々月あたりから、こういうある程度の方針を出しつつあるような話も聞いています。いずれ、秋田県の場合もそういうような方針を出していただけのものというふうに思っています、それに市町村は従っていききたいというふうに考えています。

議長（金子芳継）
1番。

1番（大澤和雄）

今町長がおっしゃったような方向で頑張っていくしかないだろうなと私も思っているわけですが、特に助成金についても、もちろん、今町長もおっしゃったように、まだ不確定だと。今、政府の中でも、いわゆる保険制度、これをどうするのかと。こういう議論も進んでいる中で、確かに平成28年度の所得安定対策の概要版を見ますと、米の直接支払交付金、これは平成30年度から廃止と。あとは何も書いていないので、残るのかなと。他のいわゆる水田活用の交付金、あるいは畑作の交付金等は残るのかなとは思いますが、国が生産調整から手を引く分だけ、じゃあ、誰にそういう交付金をやるのかというのは、やはり市町村がいわゆる目安で頑張ってくれた農家なのか、その辺のところ、やはり非常にまた国のほうも、出すほうも曖昧な、この部分になってくるので、その辺はやっぱり議論を詰めていかないと、国も出しようがないというか、そういう状況になるのかなとちょっと思っています。

ただ、これがやはり、全くなくなると、本当に、壇上でも私言いました、米農家も大変ですが、今、本当に大豆農家でも一生懸命頑張っておられる、そういう方々が本当に一番大変なんですよね。飼料米、そのとおり、やっぱりそういった、やっとな秋田県全体、三種町では特にきちんと定着したところで大幅な転換というのは、非常に今まで頑張ってきてどうなんだろう

という思いもあると思うので、ぜひともこうした制度、さまざまな助成制度を県・国に要望して、残すようにお願いしたいなと思うわけです。そして、とりわけ、今の所得安定対策、平成28年度から、いわゆる認定農業者、集落営農、あるいは新規認定農業者、それだけが該当ということなんですけれども、収入保険制度においては、やはり目安を守って頑張っていられる、そういう方々全ての農家を対象にできるような、そういう制度にしていきたいなと思うんですけれども、今のところ、その辺の情報というのは、国のほうでもまだ議論の段階なんじゃないかな。その辺は、ちょっと伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（真川信一）
お答えします。

収入保険制度ですけれども、県の情報によりますと、今秋といいますか、今の秋です。秋以降に何らかの国からの情報が入ってくるのではないかと。10月の段階で、来月の段階で、県の再生協議会のほうで、先ほど申しあげました米需給に関する専門部会というものが立ち上がっておりますけれども、その県の再生協議会の会議で、そこら辺の収入保険制度の状況が具体的にどうなっているか。大澤議員が気にされているのは、要するに農家の掛け金とか、そこら辺に農家負担が生じてくるのではないかと。懸念だと思いますけれども、そこら辺を含めまして、収入保険制度の概要がある程度見えてくると思いますので、その国からの情報が提示されるのを待っている段階でございます。

議長（金子芳継）
1番。

1番（大澤和雄）
わかりました。

いずれ、保険制度、一部報道でも、今所得経営安定対策で、いわゆる米に対しては下落補填の拠出金制度があるわけですよ、1割、2割の農家がいるんですけれども。これとダブらない形で収入保険をどうするのかという議論がなされておるようですけれども、いずれ、認定農家だけではなくて、やっぱり全ての農家がそういう制度に入って安心して経営ができるような、そういう体制にぜひともなってほしいなとは思っているところであります。

いずれ県のほうでも、国全体の需給、消費が減少しても県産米をいかに確保していくか、需給見通しで米価を安定、秋田県産米の価格を安定させていくか、そういう方式もいろいろ模索しているようですので、ぜひともそうした情報を提供して、私どももちろんいろいろな情報を収集しながら、三種町の農業と一緒にきちんとしていくというふうにしていかなければならないと思っておりますので、その辺の情報提供をよろしくお願いたします。

議 長 これで私の質問を終わります。
(金子芳継)

1 番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

本日はこれをもって会議を閉じます。

散会いたします。

午後 2 時 1 4 分 散 会